

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和4年12月20日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村(岩雄)・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、ほか関係理事者 (会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、高木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「第7次小樽市総合計画の進捗状況及び行政評価の実施結果について」

「第7次小樽市総合計画の中間見直しについて」

○（総務）企画政策室谷守主幹

まず、第7次小樽市総合計画の進捗状況と今年度実施しました行政評価の実施結果について、御報告いたします。

市政運営全般についての指針となる最上位の計画として位置づけられております総合計画の進捗状況を明らかにするため、計画において設定した指標の数値の変動状況と、令和3年度決算に基づきテーマごとに要した経費について取りまとめを行ってございます。また、指標推移の結果を基に施策の効果や事業の妥当性についての行政評価を行っておりまして、その結果が今回お渡ししている資料となっております。

初めに、「1 第7次小樽市総合計画の進捗状況」についてでございますが、計画に設定されております指標の数値のうち、今年度、新たに確認し、前回確認数値との比較ができた125の指標の数値の状況を取りまとめたものが（1）の各指標における数値の変動状況に記載の表となっております。

表内の前進、横ばい、後退、この区分について簡単に御説明いたしますと、その指標の目標が数値増加を目指すという性質のものである場合には、前回から数値が増加していれば前進、減少していれば後退、変動がない場合には横ばいという形で区分してございまして、指標の目標が数値減少を目指す性質のものである場合にはその逆としております。

そのようにして分野ごとに前進や後退等の指標数値の個数をまとめたものが左側の表でございまして、また、各割合を示したものが右側のグラフとなっており、全体としては指標数値の56%で前進が確認されております。

なお、各指標数値の詳細につきましては、資料3ページ以降に記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

続く（2）の政策に要した経費の内訳では、令和3年度の決算を基に、一般会計及び特別会計の歳出額と企業会計の支出額、これらの合計をテーマごとに区分して示してございます。

一般会計と特別会計につきましては、その施策に区分して集計しておりますが、企業会計については、テーマ2の市民福祉には病院事業会計を、テーマ4の生活基盤には水道事業、下水道事業、簡易水道事業のそれぞれの会計を、テーマ5の環境・景観には産業廃棄物等処理事業会計を含めております。

また、上記以外のその他経費としましては、主に市債償還金ですとか、人件費といった管理経費などを計上しているところでございます。経費の合計額は、1,216億円余りで、そのテーマごとの割合につきましては、右側の円グラフで示しておりますので御参照ください。

次に、2ページに移りまして、「2 行政評価（施策評価）の実施結果」でございますが、（1）行政評価の概要にございますように、行政評価は総合計画の施策に設定した指標の推移を見ながら、関連する予算事業や取組の進捗状況を確認し、施策全体で改善の必要性や推進のための方向性を示すというものでございます。32ある各施策に対する評価につきましては、（2）の評価方法にございますように、指標推移について施策ごとに設定している指標の総数のうち、順調に推移している指標の割合により、AからDの4段階で判定するということとしております。

また、施策の改善内容等につきましては、各施策を推進する上で取り組んでいる予算事業等の方向性について総

合的に評価し、1の主な予算事業等をこのまま継続して推進、2の改善しながら推進、そして、3の全面的に見直し、これらの3段階で判定することとしております。

この判定方法に基づいて所管部が各施策の一次評価を行った後、今年度は（3）にありますように、一般市民の方や学識経験者、公共的団体等の職員の方、計7人による有識者会議において、会議で選定した6施策について一次評価の点検を受けております。その上で、市長、副市長等により、全32施策の二次評価を行っております。

評価結果につきましては（4）のとおり、指標推移が、「順調」または「概ね順調」と判定されたものは18施策、「あまり順調でない」または「順調でない」と判定されたものは14施策ございました。

また、今後の方向性として主な予算事業等について、改善しながら推進する必要があると判定されたものは全体の約4割に当たる12施策ございました。

これらの評価結果につきましては資料にはございませんが、今後、市のホームページで公表するとともに、広報おたる1月号にダイジェスト版を掲載することで準備を進めております。

また、今回の評価結果を踏まえまして、令和5年度から、内容の改善などを進める事業につきましては、各部局から事業への評価結果の反映状況に関する報告を受けているところでございまして、その取りまとめ結果を令和5年度当初予算の編成後に報告、公表する予定でございます。

続きまして、第7次小樽市総合計画の中間見直しについて御報告をいたします。

令和元年度からの10年間を計画期間とする総合計画につきましては、来年度折り返しとなる5年目を迎え、中間見直しの実施を予定しておりますことから、現時点で予定している見直しの概要や主な流れなどについてお渡ししている資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

初めに、中間見直しの説明に入る前にでございますが、総合計画自体の概要について改めて御説明をさせていただきます。

こちら、「1 総合計画の構成」に記載しておりますとおり、現行の総合計画は大きく分けて、基本構想と基本計画の2段階からなっており、基本構想は、本市が目指す将来都市像を示した上で、それを実現するための基本的方向について、人口減少・少子高齢化への対応や分野別テーマでございまして、まちづくり6つのテーマ、また、市政運営の基本姿勢などの大きな項目ごとにお示しするものでございます。

また、基本計画は基本構想の方向に沿って市政全般にわたって施策の体系を定めて各施策の具体的な内容を示すもので、特に、まちづくり6つのテーマに関しましては、32の施策に分けてお示した上で施策ごとに複数の指標を設定しております。これらの指標の推移を確認して効果的、効率的な施策の展開につなげるということとしております。

次に、2ページに移っていただきまして、「2 中間見直し実施の概要」についてでございますが、もともとは計画内において、令和5年度をめどに基本計画の中間見直しを行うということとされておりましたが、計画の策定後、DXなど社会変革をもたらす新たな動きですとか、地方の社会課題解決に向けた国の新たな動き、これらが生じておりますことから、基本計画のみならず、大本の基本構想についても見直しを行うということといたしまして、まずは令和5年度に基本構想を見直し、その見直し内容を踏まえて翌6年度に基本計画を見直すという2年度にわたる見直しを行うことを予定しております。

次に、「3 中間見直しの体制」についてでございますが、まず庁内における会議の体制としましては、市長をトップとした総合計画策定会議を設置し、ここで見直し原案を作成いたします。作成した見直し原案につきましては有識者等で構成する小樽市総合計画審議会に諮問しまして、審議を経て答申をいただきます。

この審議会の構成員につきましては、学識経験者、また経済団体などの公共的団体等から推薦いただく役職員、公募市民、また議長から御推薦いただく市議会議員、そして関係行政機関の職員となっております。

また、議会に対しましては、中間見直しの各段階において進捗状況を御報告するほか、基本構想の変更に当たり

ましては、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例に基づき議会での議決を経るという必要がございます。

基本構想と基本計画、それぞれの見直しの流れといたしましては、「4 中間見直しの主な流れ」に記載しておりますとおり、まず基本構想の見直しでは令和5年1月に庁内作業を開始し、10月頃審議会に対して見直し原案を諮問、令和6年3月の第1回定例会にて議決をいただきたいとこのように考えています。

また、基本計画の見直しでは令和6年8月頃までに見直し原案を諮問、同年12月の第4回定例会にて最終案を御報告できるように進めたいと考えております。

最後に、「5 中間見直し期間中における総合計画の進捗管理」についてでございますが、今回の中間見直しでは、行政評価における評価基準となっております指標、こちらについても見直しを行うということとなりますため、見直し期間に当たる令和5年度から6年度においては、総合計画の進捗管理を現行指標の数値確認のみにより行いたいと考えております。また、この間に行政評価の再開に向けて必要な検討・見直しを進め、指標の見直しが固まり基本計画に見直し内容が反映される令和7年度から本格的な行政評価を再開いたします。

○委員長

「小樽市自治基本条例の検討・見直しについて」

○（総務）企画政策室藤本主幹

小樽市自治基本条例の検討・見直しについて御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 小樽市自治基本条例の検討・見直しについて」ですけれども、自治基本条例は第36条に、5年を超えない期間ごとに見直しを行うことが規定されており、令和5年度がこの見直しの時期に当たるものであります。

流れとしましては、令和5年度において条例が本市のまちづくりに適しているかを検討し、見直しが必要と判断された場合には令和6年度以降に所要の改正を行うことを予定しております。また、見直しについての検討を行うに当たっては、後ほど条例案について説明させていただきますが、附属機関として小樽市自治基本条例検討委員会を新たに設置するものであります。

次に、「2 検討委員会について」ですけれども、市長の諮問に応じ、条例の見直しの検討について調査・審議を行い、市長に答申するものであり、委員構成は学識経験者、市内の公共的団体等からの推薦者、公募市民の中から市長が委嘱をいたします。

次に、「3 検討に向けた基本的な考え方」ですが、検討に当たっては、法改正に伴う文言整理、社会変化に対応するための条文の追加などを中心に検討を進めていく予定です。

最後に、「4 検討・見直しスケジュール（案）」についてですが、令和4年度中に市民公募などの準備を進め、令和5年4月以降に検討委員会を発足させる予定であります。その後、議員の皆様への意見照会ですとか市民フォーラムの開催などを経て、11月頃をめどに答申をいただく予定であります。

なお、議員の皆様への意見照会につきましては、自治基本条例の中に議会に関する条文がありますことから、令和5年5月以降に条文見直しに関する意見照会を書面にて行う予定であります。

○委員長

「令和4年度小樽市総合教育会議の開催について」

○（総務）企画政策室島谷主幹

令和4年度小樽市総合教育会議の開催につきまして、御報告いたします。

小樽市総合教育会議は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、平成27年度より開催しております。今年度につきましては、11月4日、小樽市役所庁舎内で1名の傍聴者の下、開催しております。

議題につきましては、「（1）子どもたちのスポーツ振興について」、「（2）学校でのいじめ対策」、「（3）

人口減少対策<教育環境の整備>」の三つを議題として、市長、教育長のほか4名の教育委員により議論したところです。

議論内容等につきましては小樽市ホームページに掲載を予定しております。

○委員長

「小樽市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定及び個別避難計画作成について」

○（総務）災害対策室進藤主幹

初めに、小樽市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定について報告いたします。

本計画は、災害時、自力または家族の力だけで避難することが困難な避難行動要支援者について、平常時から避難支援対策に取り組み、地域における支援体制の整備を図るため、本市の基本的な考え方を定めたものです。

令和4年第3回定例会の常任委員会におきまして、市町村の努力義務化となった避難行動要支援者個別避難計画作成に向けて、進捗状況の報告に併せまして上位計画となります本計画の素案をお示しいたしました。その後10月12日から11月10日までパブリックコメントを実施したところ、2名の方から23件の御意見をいただき、このうち3件の意見を反映し、内容の修正を行った上で、小樽市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定したいと考えております。

資料1、避難支援計画の全体計画を御覧ください。

内容といたしましては、「第1章 計画の趣旨及び基本方針」、「第2章 避難行動要支援者の把握・管理」、「第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり」、「第4章 避難支援活動等の内容」、「第5章 避難所における要配慮者への配慮」、「第6章 個別避難計画の作成」の構成となっております。本計画の趣旨、要支援者名簿の作成から始まり、地域の支援体制、避難支援活動の種類そして個別避難計画の作成に関する事項を記載しております。

次に、資料2を御覧ください。

パブリックコメントにより寄せられた意見とそれに対する市の考え方につきまして表にまとめております。

23件の御意見がありましたが、御意見を踏まえて計画の文言を修正した箇所として、黄色の網かけをしたところが3か所、その他の御意見は、今後の検討課題と整理したものや実務の中で工夫するものとして対応することといたしました。

次に、個別避難計画作成について御報告します。資料3を御覧ください。

本計画の一部である個別避難計画作成の今後のスケジュール及び個別面談の進め方についてでございますが、まず今後のスケジュールとしては、早ければ令和4年12月下旬から個別避難計画の作成開始を予定しております。

優先支援対象者の計画作成目標案といたしましては、津波・洪水・土砂災害の警戒区域に居住されている視覚障害1、2級の方38名につきまして、令和4年度完成を目指しスケジュール案を表にして記載しております。

作業体制は、①災害対策室・福祉保険部班、②消防本部班の2班体制として、地域ごとに分担して面談を行います。

また、個人面談の実施に当たりましては、対応マニュアルを作成し、面談日の日程調整や民生・児童委員、町内会役員との同席を希望された場合の調整などにつきましては災害対策室で行います。

最後に、参考といたしまして、個別避難計画を優先的に作成する方として、警戒区域にお住まいで要介護3以上、身体者障害者手帳等をお持ちの方597人の地区別人数の内訳を表にして掲載しております。

以上のとおり、小樽市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定し、その一部となる個別避難計画の作成に着手するとともに、随時、本計画の周知啓発に努めてまいります。

○委員長

「小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討指針」について」

○（財政）中津川主幹

小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討指針について御説明いたします。

本指針は、国の要請により、人口10万人以上の地方自治体に策定を求められており、本市においては新総合体育館の建て替えをはじめとする大規模な公共施設の更新時期が集中し、今後膨大な整備費用を要することが課題となっていることから、一定規模以上の公共施設整備において、これまでの公設公営による従来型手法に優先し、PPP／PFI手法の導入について検討を行い、効果的、効率的な公共施設整備と質の高いサービスの提供を図る目的で策定したものでございます。

それでは、お配りした本指針の要点を御説明させていただきます。

初めに、優先的検討の対象となる事業につきまして、4ページを御覧ください。

本市の対象事業及び対象事業規模は、国の要件と同じく公共施設等の整備事業における総事業費が10億円以上及び運営、維持管理委託における単年度事業費が1億円以上の事業としております。

次に、優先的検討の対象施設につきまして、次の5ページを御覧ください。

国の指針ではPFI法第2条第1項に示す公共施設等を対象としており、これに該当する本市の施設例を表に示させていただきました。

なお、維持管理及び安全確保の観点から、民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる上下水道、道路、橋などといったインフラ施設につきましては、優先的検討の対象外としております。

次に、優先的検討の流れにつきまして、7ページを御覧ください。

優先的検討はここに示すフロー図に従って実施していくこととなり、事前検討に当たる簡易な検討と、外部コンサルタント等を活用して実施する詳細な検討の2段階で行います。各検討の実施後は、庁内の検討委員会である小樽市PPP／PFI導入検討委員会を開催し、その検討結果について協議するとともに、採用手法の導入に関する方針等を決定します。その後は小樽市公共施設等マネジメント検討委員会などにおいて庁内合意を形成した上で、最終的な採用手法の決定を行うものであります。今後、優先的検討を予定している事業は、令和5年度に新総合体育館整備の基本計画を策定する予定となっておりますので、来年度中に当該事業における優先的検討を実施し、採用手法に関する方針等について同計画に示す予定であります。

次に、報告の最後になりますけれども、12月12日に小樽建設事業協会の定例理事会が開催され、これに財政部も出席をさせていただきました。そこでPPP／PFIに関する国の動向や本市における優先的検討について説明を行ってまいりましたが、理事の方の中にはPPP／PFI制度に対する疑問や地元企業の受注機会の減少などについて懸念を示されておりましたので、今後、同協会との意見交換を重ねながら地元企業の参加に配慮した仕組みづくりや事業手法の検討を行い、懸念の払拭に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「成年年齢引下げに伴う成人式の名称の変更について」

○（教育）生涯学習課長

成年年齢引下げに伴う成人式の名称の変更について御報告いたします。

資料を御覧ください。

令和4年4月1日の民法改正により、法律上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、本市では引き続き年度内に20歳に達する方を対象に式典を開催することから、令和5年以降の成人式の名称については、「小樽市二十歳を祝う会」に変更いたします。

理由としては、アンケート調査の回答では、「成人を祝う会」に次いで「二十歳を祝う会」が多く、道内他都市でも成年年齢と対象年齢が異なることによる混乱を避けるため「成人」という言葉は使わず、「はたちのつどい、20歳を祝うつどい、はたちを祝う会」などの名称を検討しているとのことであります。

本市としては、二十歳という人生の節目を祝う祝賀行事であることから、「小樽市二十歳を祝う会」という名称にするものであります。

○委員長

「小樽市新総合体育館基本構想の策定について」

○（教育）主幹

小樽市新総合体育館基本構想の策定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 小樽市新総合体育館整備検討委員会の開催状況について」ですが、前回の総務常任委員会では第1回及び第2回の小樽市新総合体育館整備検討委員会の開催状況について御報告しましたが、今回は第3回以降の開催状況について御報告させていただきます。

まず、第3回整備検討委員会につきましては、令和4年10月17日に開催し、基本理念、基本方針、規模・機能について協議し、基本理念、基本方針については御承認をいただき、規模・機能については引き続き協議することといたしました。

次に、第4回検討委員会につきましては、令和4年11月7日に開催し、前回に引き続き協議した規模・機能に加え、事業手法、管理運営の基本的な考え方、概算事業費について協議し、いずれも御承認をいただきました。

次に、第5回検討委員会につきましては、令和4年12月2日に開催し、これまでの協議内容を取りまとめました小樽市新総合体育館基本構想案について協議し、御承認をいただきました。

続きまして、「2 小樽市新総合体育館基本構想案について」ですが、ただいま述べましたとおり、第5回検討委員会で御承認をいただき、検討委員会としての案を取りまとめましたので、御報告いたします。

第5回検討委員会の協議での委員の皆様の見解につきましては、ランニングコースの説明については、ウォーキングでの利用が排除されないことがないよう文言に工夫をすることの意見や、歩行用プールは医療機関がリハビリテーション施設として使うことも検討するべきとの意見。それから、プールは建設時は公認を取得しない場合でも、将来的に公認プールに必要な計測用のタッチパネルを取り付けられる仕様としてはどうか。そういった御意見がございました。

基本構想案につきましては別紙概要版を添付しますが、過日御説明した内容から変更がございませんので説明は省略させていただきます。

また、本編につきましても、既に皆様のお手元に配付済みですが、先ほど述べましたとおり、ランニングコースの説明に工夫をするようにとの検討委員会での意見がございましたので、本編80ページのランニングコースの説明に、「ランニングやウォーキングに利用可能な」という文言を付け加えております。本編につきましても既に市ホームページで公開しておりますので、詳細はホームページで御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、「3 今後のスケジュールについて」は、本基本構想案については、まず令和4年12月27日火曜日から令和5年1月25日水曜日にかけてパブリックコメントを実施する予定でございます。また、1月13日金曜日には、小樽市民会館1号室において市民説明会を予定しております。

また、次回第6回小樽市新総合体育館整備検討委員会につきましては、令和5年2月9日10時15分から、教育委員会庁舎において開催予定となっております。こちらにつきましては、パブリックコメント等の意見を踏まえた基本構想の修正案について、協議いたします。

その後につきましては、この検討委員会における最終案を受けまして、最終的には教育委員会において、本基本構想を協議、決定する予定となっております。

○委員長

「小樽市スポーツ施設長寿命化計画案について」

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市スポーツ施設長寿命化計画案について御説明いたします。

本件につきましては、令和4年第3回定例会におきまして、計画の構成案、策定スケジュールにつきまして御報告をいたしましたとおり、新総合体育館、高島小学校温水プール以外のスポーツ施設に係る長寿命化計画の策定に向け、各施設の現況調査など作業を進めていたところではありますが、このたび計画案を策定いたしましたので、委員の皆様にご報告するものであります。

市内スポーツ施設につきましては、少子高齢化とこれに伴う人口減少の進行、厳しい財政状況を勘案しますと、今後、各施設において求められる量や質が変化していくことが予想されるところでございます。まずは各施設の現状を把握し、将来を見据えた維持、補修などを計画的に行うことにより、施設の長寿命化及び財政負担の縮減・平準化を図るとともに、場合によってスポーツ施設の最適な配置についても検討をする必要があるところでございます。

資料10ページを御覧ください。

維持や補修、改修などの対策の順位を決定する上で個別施設を評価する必要があるため、その手法をフロー図でお示ししているところでございます。

まず、市内にある16のスポーツ施設について、個別の現地調査の上、施設カルテを作成し、これを基に安全性、機能性の評価を良、劣、いずれかで判定をいたします。市内スポーツ施設は老朽化が進んでおりますが、単に老朽化の状況だけではなく、安全に使用することができるか、機能性はどうかという視点で、使用に問題のない施設については良と判定をし、この場合は施設の方向性は維持、個別施設計画は機能保持として、基本的に改修・修繕で対策をすることになります。

そのまま使用することが難しく、劣と判定をした施設については、さらに利用状況などの経済性を良、劣いずれかで評価の上、施設の方向性を改善、改廃いずれかで評価をし、さらに対策優先度を良、劣いずれかで評価の上、個別施設計画を機能保持・総量削減とし、再整備、除却、改修・修繕いずれかで対策をすることになります。対策の優先順位は原則といたしまして、施設の安全性が劣と判定された施設から行うこととなりますため、対策の順番については再整備、除却、改修・修繕の順番となり、さらに対策ごとに施設の順位づけを行うに当たっては、対策優先度の評点を参照しつつ、施設ごとの対策費用、改善箇所数、財政状況や財源の有無など総合的に判断することといたします。

13ページには市内スポーツ施設の評価及び施設計画、次の14ページにはスポーツ施設の改修内容等について記載をございまして、15ページには実施スケジュールを6段階に区分したものを記載してございます。

現時点では16施設全てが安全性、機能性の観点では使用に問題のない良という判定の施設でございますので、施設の方向性については全ての施設が維持ということになります。一見すると少し偏りがあるように見えますが、ほとんどはグラウンドやテニスコートなどの屋外施設であることから、使用を中止するほどの安全性、機能性低下が認められないということと、施設に附属する建物につきましても、協会あるいは大会関係者などに利用が限定され、年間の使用日数もそれほど多くないことから、このような結果になっているものでございます。後ほど計画案とともに御参照いただければと存じます。

計画案につきましては、11月24日に教育委員会第11回定例会におきまして御協議をいただいた後、12月1日にスポーツ推進審議会において有識者の御意見をいただいた上で、12月上旬に関係団体からの御意見をいただいているところでございます。今定例会での御議論も踏まえまして、本年12月27日から翌年1月25日までの30日間パブリックコメントを実施し、パブリックコメントでいただいた御意見を集約の上、市の考え方並びに最終計画案について整理をした後、今年度末までに市長決裁で計画を策定し、令和5年第1回定例会において計画の策定を御報告する予定であります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第6号ないし議案第9号について」

○（総務）浅井主幹

議案第6号から議案第9号までの各条例案について説明いたします。

これらの条例案は全て、令和3年5月19日に公布され令和5年4月1日から施行されます個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の一部改正により、全国共通ルールとして改正後の個人情報保護法が地方公共団体にも適用されることに伴う条例の制定改廃で、施行期日は令和5年4月1日としております。

それではまず、議案第6号小樽市個人情報保護法施行条例案につきましては、現行の小樽市個人情報保護条例を廃止するとともに、現行の本市の個人情報保護制度を維持しつつ、個人情報保護法を施行するために必要な事項などを定めるものであります。

主な制定内容といたしましては、小樽市情報公開条例との整合性を図るための開示・不開示情報を規定するとともに、開示手数料は現行どおり無料とするほか、開示請求書等の記載事項として実施機関が定める事項を追加いたします。また、開示決定期限は現行どおり14日以内とするともに、小樽市情報公開・個人情報保護審査会の諮問事項としてこの条例の改正について規定するほか、現行の個人情報保護条例の廃止に伴い罰則の経過措置を設けるものであります。

次に、議案第7号小樽市死者情報の開示等に関する条例案につきましては、個人情報保護制度の対象外となる死者の個人に関する情報の開示等について、必要な事項を定めるものであります。

個人情報保護法では死者の情報が個人情報に含まれなくなりますが、現行の個人情報保護条例では死者の情報を含んでおりますので、これまで死者に関する介護認定審査会資料や救急出動報告書などを条例に基づき開示してきた実績があり、こういった情報の開示は今後も見込まれますことから、引き続きその開示請求に対応できるように、議案第6号の個人情報保護法施行条例とは別に、死者の情報に限定した条例を制定するものであります。

次に、議案第8号小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案につきましては、個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、審査会の所掌事務に係る規定について、現行の個人情報保護条例の引用を、個人情報保護法の引用に変更するとともに、調査審議事項を整理するほか、個人情報保護法施行条例等に基づく諮問事項の追加、用語の定義に係る引用法令の変更など、所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第9号小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、不開示情報として行政機関等匿名加工情報等を追加するものであります。

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報のことですが、この行政機関等匿名加工情報のほか、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等や、個人識別符号を行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法に準じて不開示情報に位置づけるものであります。

○委員長

「議案第10号について」

○（総務）企画政策室藤本主幹

議案第10号小樽市自治基本条例検討委員会条例案について御説明いたします。

この条例は、小樽市自治基本条例の見直しについての検討を行うことを目的として、附属機関である自治基本条例検討委員会を新たに設置するため、制定をするものであります。

前回の見直しにおきましては、要項に基づき検討委員会を設置いたしましたけれども、言わば自治体の最高法規的な位置づけにある自治基本条例の見直しの検討に当たりましては、附属機関として設置することが望ましいとの考えから、条例で設置することにいたしました。

主な制定内容につきましては、市長の諮問に応じ、条例の見直しの検討に関して調査審議を行い、市長に答申することや、委員は15人以内で組織し、学識経験者や公募に応じた方の中から市長が委嘱することなどを規定いたします。

また、施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第11号について」

○（総務）デジタル推進室長

議案第11号小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案について御説明いたします。

この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、本市の条例等に基づく手続のオンライン化等に関する基本的な事項を定める通則条例であり、主な制定内容としましては、他の条例等の規定により書面等で行うこととされている申請や処分のお知らせについて、オンラインにより行うことができるよう規定するほか、マイナンバーカードを利用した情報連携によって必要な情報を確認できる場合などは、申請等に必要な書類の添付を省略できるといったことなどを規定するものです。

施行期日は、子育てや介護分野におけるオンライン手続を今年度中に可能とした場合、国の補助金の対象となることを踏まえ、令和5年1月1日としております。

○委員長

「議案第12号ないし議案第15号及び議案第17号について」

○（総務）職員課長

それでは、議案第12号から第15号まで及び議案第17号の条例案について御説明いたします。

初めに、議案第12号小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、医師と歯科医師以外の職員の定年を60歳から段階的に65歳まで引き上げ、役職定年制を導入するとともに、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う規定整備のほか、文言整理など所要の改正を行うために、小樽市職員の定年等に関する条例、小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、小樽市職員の育児休業等に関する条例、公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例、小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、以上、六つの条例を一部改正し、小樽市職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

なお、施行期日は、所要の改正につきましては公布の日、定年の引上げ等に関する改正等につきましては令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第13号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、市長副市長及び教育長の期末手当について、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続き独自削減措置を講じ、その支給割合を据え置くこととするものであります。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第14号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、令和4年度人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う、60歳に達した翌年度以降の給料月額を7割水準にすることなどの改正のほか、文言整理など、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和4年度実施分及び所要の改正については公布の日から、令和5年度実施分及び定年の引

上げ等に関する改正については令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第15号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う、60歳に達した職員の退職手当の特例を設けることなどの改正を行うとともに、会計年度任用職員に関わる退職手当の支給要件を緩和するほか、文言整理など所要の改正を行うために、小樽市職員退職手当支給条例、小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例、これは昭和48年条例第43号での一部改正条例になりますけれども、以上、四つの条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は会計年度任用職員に関わる改正及び所要の改正については公布の日、定年の引上げ等に関する改正については令和5年4月1日としております。

最後ですけれども、議案第17号小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

なお、施行期日は、令和4年度実施分については公布の日、令和5年度実施分については令和5年4月1日としております。

○委員長

「議案第24号について」

○酒井委員

議案第24号非核港湾条例案の提案説明を行います。

ロシアのウクライナ侵攻と引き続く戦争は世界に黒い影を投げかけ、とりわけロシアのプーチン大統領による核兵器使用の威嚇は人類を核戦争の瀬戸際に立たせています。アメリカのバイデン大統領も核抑止力強化と先制不使用宣言の拒否で対抗する構えです。さらに、この戦争に乗じて世界各国と日本で軍事同盟を強化、大軍拡、軍事費の増大が進められようとなされ、世界は核破局戦争に行くのか、核廃絶平和の方向に行くのか、岐路に立っています。

こうした中、日本政府は、核兵器廃絶に取り組むどころか大軍拡へ進もうとしています。

また、毎年のように米国艦船が寄港を通知し、来年2月6日にはミサイル巡洋艦アンティータムが寄港を通知しています。

今こそ、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こす必要があります。

以上、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎第7次小樽市総合計画の中間見直しについて

今ほど報告がありました第7次小樽市総合計画の中間見直しについて1点伺います。

令和5年度に基本構想また令和6年度に基本計画見直しということで報告をいただきました。そこで、その基本構想の見直しについて、これは令和元年度から作成されていますけれども、この4年度も少しは環境が変わってき

ていると思います。また、人口減でも2035年までは記載されていますが、この令和5年度の基本構想について、現時点でどういう見直しをするのか、もし方向性が分かっていたらお聞かせください。

○（総務）企画政策室谷守主幹

見直しの方向性、ポイントということでの御質問だったかと思いますが、先ほどの報告でも簡単に申し上げましたが、総合計画を策定した後にDXですとか、脱炭素などの社会変革をもたらすような動き、こういったものが生じており、また、国の新たな動きとしましては、近々閣議決定が見込まれておりますデジタル田園都市国家構想総合戦略といったような地方の社会課題解決に向けた動きも生じているところでございます。

一つのポイントとしましては、こういった策定時にはまだなかったような動きを踏まえた対応、記載への盛り込みですとか、また、現計画に既に盛り込まれているような内容であっても、策定から数年経過する中で、状況に変化が生じているといったものがございまして、数値の時点更新等も含めましてこういった、現時点で策定当初から変わっているような内容につきまして、まず記載内容の見直し作業を進めていくというのが一つあるかと思っております。

○高木委員

動向を見ながら都度見直していくという方向で認識いたしました。

◎小樽市スポーツ施設長寿命化計画案について

次に、小樽市スポーツ施設長寿命化計画案について少し伺いますけれども、今の使われている状況だとか利用状況、新型コロナウイルス感染症もありますけれども、ある意味、この人口減少でこの施設は使わない、使うというのは現時点ですごい難しいのだろうと思います。16ページの個別施設の対策スケジュール及び概算事業費ということで、今回2028年度から2058年度ということで36年後ですか、我々がいるかないかぐらいまでの計画なのだと思いますけれども、これから年々状況が変わるので見直していくのだろうと思いますが、もっと現実的な計画という方向性はお考えにはなっていないのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現時点では対象となる施設16施設全てにつきまして、安全性、機能的性が良という評価でありますから、我々としては、施設が利用できる環境というのを引き続き維持していきたいというふうには考えてございます。

ただ、委員の御指摘のとおり、施設の安全性、機能的性の評価であったり、あるいは人口減少に伴う利用人数などの変化、いわゆる経済性評価、こういった部分であったり、対策優先度の評価につきましては、現状と変わる可能性ももちろんあるというふうに認識してございますので、随時見直しを行ってまいりまして、場合によっては施設計画を見直す考えでございます。

なお、計画の見直しにつきましては、スポーツ施設を取り巻く環境等に特段の変化がない限りは、おおむね5年ごとに行う考えでございます。

○高木委員

これもその時々で見直ししていくということで理解をしました。

◎BCPについて

次にBCPについて伺います。防災について伺います。

我々の議員控室にもヘルメットがあるのですが、昭和51年のヘルメットで、機能はしないだろうということで確認をしています。我々も購入していかなければならないのですが、そのヘルメットについて、水道局と建設部の部署は多分常備しているのだろうと思いますが、全庁舎においてのヘルメット等の状況はどうなっているのでしょうか。

○（総務）職員課長

特定の部署以外の職員のヘルメットの配備状況ということで、本来の業務上の必要性とか、そういうものの観点

で今例示いただいた建設部等で、個別に用意しているというところはありませんけれども、安全管理というのですか、職員の安全対策という意味での全庁的な職員へのヘルメット配備ということでは、現状は行っておりません。

○高木委員

配備は行っていないということで理解しました。

それで、災害が起きたときに、例えば職員の皆様が体育館あるいはいろいろなところに行くのですけれども、その職員の防災グッズ、ヘルメットだとかチョッキだとか安全靴、また、例えば体育館のドアがゆがんでしまった、開かない場合だとかという、そういう工具は、今駆けつける職員の人には用意されているのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

災害発生時に体育館ですとか指定避難所に配置される職員はもちろんおまして、現在62か所の指定避難所があるのですが、そのうち基幹となります避難所施設を中心としまして、47か所にヘルメットを168個、あと軍手を560双、分散して備蓄しております。

また、委員の御質問にありました安全靴ですとか、あと扉が開かない場合の工具などにつきましては、安全靴につきましては個人に合ったサイズのものを用意するというのが難しいというのがまずありまして、財政面の課題もありますので、工具も含めまして現状では用意するには至っていないという状況です。

○高木委員

今47か所にヘルメットを保管しているということは、入れない場合には使えないということですか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

確かに避難所の中に今お話しした防災グッズを保管しておりますので、仮にその施設の建物に入れられないという状況になった場合は、委員のおっしゃるとおり、手に取ることができないということになります。

○高木委員

災害が起きたときは、ヘルメットもそうなのですけれども、軍手というのなかなか、けがするのであろうと思いますし、安全靴だとか、職員がどこかに行かなければならないということは、自宅に自分で保管しておくだとか、または執務室とかに少しでも配備しておくだとかという配慮は、少しはしたほうがいいのではないかと私は思います。

それで、もし今、執務中に震度6強の地震が起きたときに、この別館が崩壊しました、私たちは瓦礫の下にいます。そうすると、災害対策本部は誰が立ち上げるのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室長

震度6強の大地震の場合におきましては、市長の判断の下、消防庁舎は今、新耐震基準の建築物でありますので、基本的には執務の継続が可能な状態であるというふうに認識しております。

それで、消防庁舎6階におります災害対策室が中心となりまして、消防庁舎6階の講堂に災害対策本部を立ち上げることになるかというふうに思っております。

○高木委員

もし、ここに市長がいて副市長もいて、理事者が今みたいにいる場合に、指揮をする人というのがほかにいるのですか。要は、消防庁舎は耐震基準を満たしているのでもいいのですけれども、ここに執務をしなければならない人が瓦礫の下にいた場合、誰が指揮をするようになっているのかということなのですか。

○（総務）災害対策室長

確かに災害対策本部の設置判断は市長が行うということになっておりますけれども、仮に市長が不在、不測の事故ということがありましたら、まずは副市長、副市長が万一の不在の場合は総務部長、総務部長も不在の場合は災害対策室長ということで、代行順位は定めているところであります。

○高木委員

P D C Aサイクルというのが、今行政で計画しているもの、いろいろなものがあると思うのですが、PPPでも長寿命化でも。その事業を計画することによって、P D C Aとあるのですけれども、私の会社でP D C A、いつでも使っているのですけれども、例えばこの年1億円の売上げを目指そうというふうに計画した場合、実行とチェックする従業員がP D C、P D Cとやりながら、要は仕事をこなしていかなければならない。ただそれが1億円に到達するかも分からないわけです。ということは、ある意味、改善をしようとしても、従業員がもう潰れてしまって何も改善ができない状態ということは、ある意味そのプランのときに、自分も従業員も営業を毎日10件行きましようという目標にします。そうすると、常に営業10件を回しながら仕事もすると、自分の裁量というのが分かってきて、そつなくこなせて次改善できるわけです。そうすると、下請に出そうか何しようかということで、最終的に1億円になります。

これは考え方なのですけれども、今、災害対策室だけではないのですけれども、申し訳ないのですが、BCPのこの防災の計画をつくるという計画であると、いろいろな地域の人から意見を聞いてP D Cというのを実行して、聞いて、計画づくりになってしまうと、須貝議員の答弁でもあった、防災訓練、職員が実施しているというのは7%少し、その中でそれしか、市民を守るのに職員が7%しか機能していない、訓練をしていないということになれば、市民を守れない。ということは考え方を、BCPの計画もつくるのそうなのだけれども、職員の意識も同時に醸成していかなければ、計画をつくっても職員が動けなくなるわけです。そうすると、醸成も含めて、P D Cをずっとやることによって、市民がこうなったときに、では職員が分かっているのだったら助けられるのではないという新たな発想というか考えが出てくる。要は、計画段階で職員も一緒に全庁情報を共有しながらしないと、職員では市民を守れなくなってしまうのではないですかというところが、私のP D C Aの考え方なのですけれども。ある意味それは、各部署においても、やはりそのチームワークをするときに、いつ、誰のために、何のために、何をやるのかということ、職員の中で実行してチェックをして、これは駄目だったよねというその改善策が、その部もしくは課で、人材育成だったりというのはできるのではないかと私は思うのです。

ふだんから、そういう小さいことからのP D C Aサイクルというのをどんどん職員の皆さんで大きなその計画を、完璧にはできないかも知れませんが、常に改善するようなP D C Aサイクルのシステムをつくるというのが私はすごい大事なことだと思います。この計画をつくるのでも本当に大変だなというのは思うので、ぜひ、その計画を殺さないためにも、全員でP D C Aサイクルを常に考えながらしていきたいなと思っています。

だから、最終的に今本当に災害が起きたときに、誰かが、では本部長をやるといふ職員がいれば私はすごくいいと思うのです。ただ、大事な人がいないという場合に、市民を守る役目を他の誰かができるような組織というのをつくっていただきたいなと思いますけれども、その部分に関してもし答弁があればお願いします。

○（総務）災害対策室長

ただいまの御質問、御提言ということですが、業務継続計画は令和3年6月に策定しておりまして、実務における基本的な計画だと思っております。つくったら終わりだというふうには認識しておりません。この計画にも記載しておりますようにP D C Aサイクルの運用というのは非常に重要な視点であるというふうな認識をしております。

私どもも既に令和3年秋から各対策本部の主な班長が参集いたします災害対策関連マネジメント庁内連絡調整会議というのをつくっております。各災害対応の業務に関していろいろな検証を行っていくという体制を毎年会議を行ってやっていこうというふうに思っておりますので、その中で必要なものについては積み上げていくというのを繰り返してやっていきたいと思っております。

○高木委員

備蓄というか避難所に置かれている備品等とか、少し考えていただきたいなと思います。

◎ウイングベイ小樽の固定資産税について

次に、ウイングベイ小樽の固定資産税について伺います。

代表質問でも質問をさせていただきましたけれども、この通達内容は答弁でもいただきました。大型店舗の事業自体の経営環境が著しく悪化していることとか、何点かあるのですけれども、この総務省の通達は、平成26年に各都道府県に配付され、道から小樽市に通達が来ていると思います。その頃は、中松市政か森井市政だったと思いますけれども、どのような対応をしたのか、お聞かせください。

○（財政）資産税課長

平成26年当時の対応ですけれども、総務省通達に判断基準として掲げられている事項などについての検証作業を行ったというような書類は残っておらず、また当時在籍していた職員にも確認しましたが、検証作業を行っていたという記憶はないという話がありました。

○高木委員

それでは対応していないということで、分かりました。

それで、例えばこの通達に沿った場合に、減点補正の適用になった場合、地方交付税の措置とかはありますか。

○（財政）資産税課長

仮にこの補正が適用されて評価額の減額などがあった場合でございますけれども、普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差額を基に算定されますが、固定資産税評価額の1平方メートル当たりの平均価格が下がることにより、基準財政収入額が下がる計算になりますので、その分普通交付税額が増額になる可能性がございます。

○高木委員

措置の中で、例えば国から補填されるとか市で出さなければならないというようなことというのも起きかねないということで理解していいのでしょうか。

○（財政）資産税課長

まず普通交付税の算定ですけれども、基準財政収入額を計算する割合は基本的には75%となっております、75%に国が定める標準的な徴収率を掛けたものになりますので、直近の標準的な徴収率によれば、おおよそ税額の73.9%程度基準財政収入額が下がるという計算になります。

○高木委員

ということになれば、二十数%のその差額が小樽市で負担になるというか、その下がった分が負担になるということではよろしいですか。

○（財政）資産税課長

計算的には、算定方法の計算としては基本的にはそのようになりますが、普通交付税の算定ですので、そのほかの要素で何らかある可能性はあるかと思っておりますけれども、基本的な計算は委員がおっしゃられたとおりでございます。

○高木委員

それともう一つなのですけれども、ウイングベイ小樽の建物、償却資産になっているものというのが、例えば機械設備だとか、増築はあまりないと思うのですけれども、建物全体の部分に関して、そういう補正というのか調整というのは毎回行われているのでしょうか。

○（財政）資産税課長

固定資産税の種類として土地、家屋、償却資産とございまして、償却資産だけ唯一申告課税となっております、毎年1月1日時点の状態で法人などから申告いただいて、その申告の内容に基づいて課税するという仕組みになってございます。

○高木委員

ということは、ウイングベイ小樽全体の例えばその償却資産というか、その機械設備というのは、全体的に市へ報告されているということで、よろしいですね。

それで、多分これ以上いくとあれなので、少し私の思っていることをお話をさせていただきますけれども、やはりウイングベイ小樽は北海道に本当はない、10万平方メートルの広さを持っている、本当に次元が違うような建物だと思います。その中で、今ウイングベイ小樽の雇用が、1,838名の方が働いています。そのうち市内の労働者が1,444名います。この雇用がなくなった場合、大変なダメージを受けるのではないかと私は思っています。

ただ、それは市が負担することとか、例えばその商業施設がなくなって雇用ができなくなることをてんびんにかけた場合に、本当に小樽市として守っていかなければならないというものは何なのだろうと、やはり考えたいと私は思っています。ウイングベイ小樽は、後志管内の人も買物に来るでしょうし、小樽市内の方も来るでしょうし、もしなくなったらイオンモール札幌発寒とか、あちらのほうに、札幌市に行ってしまうのではないかという懸念もありますし、ウイングベイ小樽があることによって札幌市からも訪れる方もやはりいると私は思っています。

それを、20年30年と持続可能な社会に結びつけるのであれば、小樽市だけを責めているわけでもなく、小樽市とOBCが早急に双方やはりよりよい方向に進んでいくことが、今一番スピード感を持った解決策なのではないのかと思います。

多分、固定資産税の減点補正になると、ほかのところも、もしかしたら来るかも分かりませんが、そもそも大きさの次元が全然違うと思うので、ぜひその雇用を守るためにも小樽市として、多分市長も話は分かっていると思いますけれども、ぜひ前向きといいますか、ここは公平性もあるので、私からはやっつけようとは言えませんが、やはりいい方向を見いだしていただくことが一番いい解決策なのではないのかと思いますし、また、もしその減点補正が実現できた場合、もしかしたら新しい投資も小樽に入る可能性がなきにしもあらずだと思うので、そういう大型商業施設というものを保存するためにも、ぜひスピード感を持って精査していただきたいなと私の話も含めて、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について

最初に、子供の新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情がこの総務常任委員会に付託されておりますので、最初にこの陳情に関連して伺います。

この陳情の主な内容は、マスク着用についてと給食時間の黙食の緩和など、子供の感染症対策の再検討と思われるので、最初に参考までに、今年度の直近までの児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染者数と学級閉鎖の状況など、その推移をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和4年4月以降の感染状況で答えさせていただきます。昨日現在でございますが、小学校では延べ1,681名の児童が、中学校では延べ751名の生徒が感染者となっており、学級閉鎖は小学校におきまして121学級、中学校におきましては44の学級が学級閉鎖をこれまで実施してございます。

○松田委員

結構な人数、小学生が多いのだなと今思いましたけれども、次に児童・生徒のマスク着用の状況について伺いたいと思います。

陳情者は、マスクを着用する、しないにより差別や圧力が生じることのないように地域住民に周知してくださいとありますけれども、基本的にマスクは着用することになっておりますが、身体的にマスク着用が難しかったり、不安や不快、不調を感じる児童・生徒がいると思われまますので、市内の教育現場におけるマスク着用の現状を把握してありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

多くの児童・生徒につきましては、場面に応じてでございますが、マスクを着用していることが多いですが、ごく少数ではあります、マスクを外しているということも聞いてございます。

○松田委員

場面によるけれども、マスクを外している人もいるということですね。

そういった、マスク着用に困難を訴える児童・生徒に対し、今まで教育委員会としてはどのような対応を取ってきたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

市教委といたしましては、もしマスクを外すような場面であれば、会話をする際には口元をハンカチで押さえたり手で覆うなどして話すようにということで、対応するようにしております。

○松田委員

ハンカチで対応するということですが、また、マスクをしないことによる他の児童・生徒の反応や、保護者からの問合せ等がありましたでしょうか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

問合せにつきましても、ごく少数ではございますけれども、ございました。

○松田委員

私は今年の第1回の総務常任委員会で、コロナ禍による児童・生徒の生活の影響という観点から、マスクをしているために同級生の本当の顔が分からない、友達の本当の顔を知りたいと小樽にいる祖母に訴えた市外在住の子供がいるという事例を紹介したところ、それに対し、小樽市教育委員会としては、マスクをしていない顔写真を教室内に掲示し対応しているという御答弁をいただきましたけれども、これ以外の対応事例がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校によっては、行事の際の集合写真を掲示するなどにより、行事ですと子供たちのいろいろな顔の表情も出てまいりますので、そういったものも掲示して見せるというようなことをやっているというふうに確認しています。

○松田委員

やはり子供にとっては本当に切実な、私はこのマスクをしているために本当の顔を知りたいというそういう子供の現状を見たときに、本当に心が痛みました。そういったことで小樽市としては対応しているということですが、それでは次に、給食時間の黙食について伺いたいと思います。

小樽市における学校給食時間では、児童・生徒はどのような給食スタイルを取っているのか、学校給食時における新型コロナウイルス感染症対策の状況を最初にお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

給食時間のスタイルでございますが、同じ方向を向き、感染状況も踏まえまして、飛沫を飛ばさないよう、小さな声で話しながら給食を取るようにしているところでございます。

○松田委員

陳情者は、学校等の給食時間では黙食を緩和し、友達との互いの顔を見ながら共に楽しく味わう食育の場にしてほしいというふうに述べておりますけれども、黙食していることに対しての子供たちの反応ですけれども、コロナ禍になってからもう3年ですので、3年生以下の低学年は入学してから黙食が当たり前になっています。4年生以上であれば黙食ではない時期を経験しておりますので、それによって反応も違うと思うのですけれども、低学年と高学年に分けて、子供たちの反応についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

3年生以下で申しますと、委員もおっしゃったように入学当初からコロナ禍であったということもあり、もう既に当たり前のことというふうに捉えているというところでございます。

4年生以上につきましては、もうこの状況にすっかり慣れてしまっているというようなことで聞いてございます。

○松田委員

もうすっかり慣れてしまったということについても何か少しショックな部分もあるのですけれども、学校給食法では給食の目標として、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うことなどと規定しているようですけれども、黙食が続いている状況による今後の子供たちへの影響について、市教委としての認識をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

これまで黙食ということで続いてはございましたが、現在、状況に応じて会話ができるというふうにもなっておりますので、影響はないものというふうに考えております。

○松田委員

何か黙食がもう当たり前というとなんかどうなのかなと。私たちの場合は小学校、中学校のとき給食というのは本当に楽しい時間だったという経験があるから、少しそういうことで心配なのですけれども。

ともあれ、道教委の調査によると、道内には黙食時の給食を楽しませる演出として、音楽や食育関連の動画など、校内放送で流しているという学校もあると聞いておりますけれども、小樽市内の小・中学校でそのような工夫をしている学校はあるのかどうか。もしそのような事例があればお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

給食時の子供たちを楽しませる演出について、学校にも何校か聞いてみましたところ、校内放送において音楽を充実させたり動画を流したりというような学校があるということで確認しております。

動画につきましても、ある学校ではNHKの番組を配信するなどをしているということで聞いてはございます。

○松田委員

報道によれば、文部科学省では11月29日に、学校給食の際、机を向かい合わせにしないなど、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じれば会話は可能とする通知を全国の都道府県教育委員会に出したというふうに聞いておりますけれども、それに対して道教委から小樽市教育委員会に対して、そのような連絡は来ているのかどうか、その通知の有無についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

文部科学省からの連絡を受け、道教委から通知を私どもで受けております。

○松田委員

そうしたら来ているということですね。

それで、そのような通知を受けて小樽市の教育委員会としては、どのような対応をされているのか、現時点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

私どもでは、各学校の給食時間におきましては、座席の配置の工夫や適切な換気の確保などの感染対策を講じた上で、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能であることを踏まえまして、感染状況も踏まえつつ、それぞれの実情に応じた取組を行うよう通知しているところでございます。

○松田委員

それでは今後、そういうような状態で、マスクを外したり、黙食をしなくてもいいようにするというのでしょうか。もう一回確認させてください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

先ほどもお答えさせていただきましたが、小声で話すというようなことで学校にはお知らせしているところでございます。

○松田委員

陳情の方もそういうような話もあるのですけれども、小声でということでは対応は今後考えるということだと思っておりますけれども、それでは次に、質問を変えさせていただきます。

◎不登校調査について

不登校調査について伺いたいと思います。

文部科学省が行った、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査での小樽市内の結果について、先日新聞報道がなされておりました。それによると、年間30日以上欠席した不登校の小・中学生は、調査開始以来最多であったということです。

ちなみに、小学生、中学生別の人数をお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

令和3年度における本市の不登校児童・生徒数は、小学校で67名、中学校で129名でございました。

○松田委員

それで、小樽市での児童・生徒の不登校となった主な要因として、ともに「無気力・不安」が一番多く、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」も多いようで、その背景にはコロナ禍が背景にあるというふうにありましたけれども、この点に対して市教委としての見解を再度お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

不登校の要因につきましては、一人一人の状況が異なるのではっきりとしたことは分かりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景としてあるものと考えております。

○松田委員

こういった不登校の小・中学生が増える中で、各自治体では多様な学びの場の確保に乗り出しているようではございますけれども、小樽市教育委員会として、このような不登校児童・生徒について、登校に向けてどのような支援策を考えてきたのか、また、今後、考えていくのか、そのお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

市教委としましては、現在市教委内にふれあいルーム、生涯学習プラザ、市立図書館、銭函市民センター内にふらっとルームを開設するほか、訪問型の支援やタブレット端末を活用し、学校と連携した取組を行うなど、不登校児童・生徒に対し学習活動等を支援する場を設けております。

○松田委員

あと同じく、この文部科学省の調査によれば、市内小・中学校の2021年度のいじめ認知件数は、2020年度より増

加し、児童・生徒1,000人当たりの件数は全道平均の2.7倍ということで、私も非常に驚いています。市教委としていじめ認知件数が多くなったその理由として考えられることや、どのようないじめが多いのか、その内容についても併せてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本市においては、各学校がいじめの定義に照らし子供の心に寄り添い、積極的にいじめを認知していることでいじめの認知件数が増えていると考えております。

なお、いじめの対応につきましては、小・中学校ともに冷やかし、からかいが多くなっております。

○松田委員

ともあれ、いじめはどんなささいなことでも私は決して許されるものではないと思います。

市教委では、いじめ防止策として、家庭と連携したインターネット使用のモラル教育を推進しているということですが、この具体的な内容と、それ以外がいじめ防止策について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今後、インターネットによるいじめが増えることも懸念されますので、保護者の皆様の協力を得ながら、フィルタリングを活用するのはもちろんのこと、子供のパソコンや携帯電話等の活用方法についても協力を呼びかけるとともに、各学校においては、道徳などの授業における情報モラル教育に加え、外部講師を活用した情報モラル教室の開催などを通じて、インターネットに関わるモラル教育を推進してまいります。

また、いじめを防止するために啓発資料を作成し配布するとともに、児童・生徒が主体的にいじめの問題について考える機会を設けるなどして、いじめの防止に努めてまいります。

○松田委員

ともあれ、いじめに当たる当たらないという双方の認識のずれがあってはならず、とにかくそういうことがあったならば必ず早く気づいて対応していくことが大切だというふうに思います。

また、先ほど不登校のことも出ていましたけれども、いじめによる不登校は、その児童・生徒のその後の人生を左右しかねない問題も含まれておりますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎防災研修について

次に、防災研修について伺います。

先日、避難所開設運営訓練に特化した防災研修が職員研修の一環として、人数を分けて2回実施され、そのうち2回目については人数に比較的な余裕があることから、私たち議員にも見学可能ということで御案内いただきましたので、私も参加させていただきました。そのことに関連して何点かお伺いいたします。

まず、この研修を受講した職員についてですが、案内文には、避難所開設運営に当たる可能性がある職員を主な対象としたというふうにありましたが、この避難所開設運営に当たる可能性がある職員とは、どういう職員を言うのか、この点について御説明願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

避難所開設運営に当たる可能性がある職員とは、主として小樽市業務継続計画、通称BCPにおける住民対策部に該当する福祉保険部及び子ども未来部の職員が主体となりますが、大規模災害の発生時には避難所開設運営に当たる職員数が不足することが予想されるため、その当時の状況で災害時優先業務等に余力がある部局の職員も対象となる可能性がございます。

○松田委員

今回は2日間で希望者が30名受講したということですが、研修受講対象者はどのくらいいたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市のBCP策定時における避難所運営班は、課長職20名を含めて557名となっており、このうち課長職を除く537名が当面の研修受講の対象者と考えております。

○松田委員

今回の研修は初めから30人という枠で行うつもりだったのか、それともたまたま希望者が30人だったために2回に分けたのか、その研修人数の人数配分についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の研修においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、年度当初に1回20名の2回の予定で、主として係長以下の職員を対象に募集し、応募いただいた30名の方に参加いただきました。

○松田委員

頂いた案内文によれば、2回目は受講者が比較的少なかったから議員の見学が可能だったということですが、もし2回とも同じ人数が受講していたならば議員の見学はできなかったということでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

議員の方々の見学につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、できるだけ密にならず、参加者等に対する感染拡大のリスクを局限できるように、2日目の1回のみ限定させていただきましたが、その点については御理解いただきたいと思いますと考えております。

○松田委員

本来は研修対象者であったにもかかわらず、業務等で受講できなかった方については、今後はその方たちに対して次年度以降に研修を行う予定なのか、それとも今後も希望する方だけを対象にするのか、研修の方向性についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

次年度の職員研修については今後の職員研修全般の日程等にもよりますが、基本的には本年度とおおむね同様の要領で、令和5年度以降も継続して実施できるように調整中であります。

○松田委員

研修の項目の中に質疑応答というのがありましたけれども、私たち議員が見学した2回目の研修では、研修を受けた方から特別な意見はありませんでしたけれども、私たちが見学できなかった1回目の研修では質疑応答があったのでしょうか。あったとしたらどのような質疑がなされたのか、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

第1回目の研修における質疑応答については、開設運営職員の避難所への移動はどうすればいいのかという御質問があり、開設する避難所は被災の状況に応じて災害対策本部で決定し、開設する避難所の数や場所に応じて職員を指定するので、まずはそれぞれの勤務場所に登庁していただき、公用車で移動していただくことを念頭に置いている旨を回答いたしました。

○松田委員

それで、今聞きましたけれども、今回2日間、2回研修を行った上で、見えてきた課題だとか、今後の課題点などがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の職員研修は、感染症対策を考慮して令和3年9月に改訂した避難所運営マニュアルに基づいて訓練を実施しており、研修内容についてはおおむね問題はないものと考えておりますが、旧豊倉小学校は市の庁舎からやや離隔しており、職員の移動に比較的時間がかかるため、訓練時間が短くなり、体験していただく項目が少なくなつて

いるので、次年度以降は市庁舎に比較的近い指定避難所での研修実施を検討しているところであります。

○松田委員

防災訓練というのは避難所開設運営訓練ではありません。いろいろな役務分担があると思われかもしれませんが、小樽市の防災マニュアルによれば、市の各部局に応じて役務分担が決められております。この役務分担について、部局の職員お一人お一人は認識しているのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和3年6月に本市BCPを策定し、7月には各部局の職員を対象に研修を実施しており、概要については一定の御理解をいただいているものと思いますが、各人の役割レベルでは理解不十分な場合もあろうかと思っておりますので、今後さらに具体化し、認識いただけるような機会をつくってまいりたいと考えております。

○松田委員

それで、今後の避難所開設運営については事前訓練は比較的行うことは可能ですけれども、住民対策部以外の部署においては事前訓練が難しく急な対応が求められることもあると思いますが、その点について防災担当部局としてどのように認識しているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

小樽市の全庁的な対応については、本市BCPと小樽市地域防災計画において定められており、昨年度から、従来の港湾地区での実動訓練のみであった小樽市総合防災訓練に、災害対策本部訓練を連携させた総合防災訓練を実施しております。

次年度からはこれを一步進め、一部にいわゆるブラインド型の訓練を取り入れる方向で検討しており、突発的な状況にも柔軟に対応できるような訓練を進めていくほか、罹災証明の発行など平素の業務と異なるスキルを必要とする業務の習得要領についても今後検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

市職員は人事異動により所属が変わりますので、災害時における自身の役割分担についての自覚が希薄になることが懸念されますが、この点についてどのように認識しているのか、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市BCPの策定以降、市として災害対策関連マネジメント庁内連絡調整会議を立ち上げ、地域防災計画やBCPに係る問題点や修正を要する事項について、年間を通じて継続的に調整や検討実施をしており、常に災害時の行動を意識して、計画やマニュアル等に必要な修正を加え、訓練を行い、さらに訓練の成果を各種計画に反映させるというPDCAサイクルに基づいた改善を継続していくことが、人事異動によって部署が変わってもその部署の役割を意識する動機づけになるものと考えております。

○松田委員

昨日の予算特別委員会では、自民党の須貝委員が全職員が防災訓練を終了するまでにどのくらい時間がかかるかということ質問したのに対して、全職員が防災訓練を終了するまでに10年かかるという御答弁がありました。そのことについてもう一度説明していただきたいと思っております。

○（総務）災害対策室安藤主幹

実務訓練が必要な係長職、一般職、会計年度任用職員につきましては、本市の業務継続計画をまとめた時点で1,525名おりました。1年間に140名が訓練に参加いただけるとすると、1,525を140で除して約10年と試算したところであります。

○松田委員

今回は初冬期における災害を念頭にした訓練ということで暖房を使用しませんでしたけれども、いつも言っていますけれども、災害はいつ起こるか分かりません。まさしく災害は忘れた頃にやってきます。いつも言っておりま

すが、ふだんやっていないことはいざというときにはできませんので、これからもいろいろなことを想定し、時間や場所、時期を変えることによって見えてくる課題も違ってくると思われますが、今後の研修の在り方について、最後にその認識をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室長

今後の災害研修の在り方につきましては、今、委員のおっしゃられたように、当面は避難所開設運営研修を、人員ですとか季節、場所などの変化を加えながら、対象職員が一通り運営の経験を積むことができるように、毎年継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

また、防災教育の面からは、職員の初級研修ですとか中級研修がございますので、本市の業務継続計画などの既存の計画を丁寧に説明することで、各職員における災害時の役割を認識してもらった上で、どのようにすれば迅速、的確に活動することができるか、考えてもらえる機会を継続してつくってまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

今後ともいろいろ工夫しながらやっていただきたいと思います。

それで、今研修ということでこれに関連して、今回の防災研修は職員研修の一環として行いましたけれども、これに関連して何点か伺いたいと思います。

小樽市として職員の資質向上のための各種の研修を行っていると思いますけれども、職場研修には新規採用された方が受講する新人研修だとか職員歴に応じた研修があると思いますが、市で行っている主な研修についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

市で行っている主な研修についてということでしたけれども、まず私も職員課で主催をしている研修ということで、大きく分けると、年齢だとか役職に応じてその職務遂行能力の向上というのを目的とした基本研修というのがございます。それと、業務上の必要な特定の知識等の取得を目的とした特別研修ということで、大きく二つに分けておまして、その基本研修としましては、今お話のありました新規採用職員研修ですとか、あと採用後何年というのに応じて初級研修、中級研修、上級研修それから新しく係長職になった職員に対する新任監督者研修、新しい管理職になった者に対する新任管理者研修、こういったものがございます。

一方、特別研修としましては、契約実務の研修、会計実務の研修、条例規則等の関係の法制研修、それからハラスメント防止研修、こういったものを企画してございます。

○松田委員

研修には職員課が受講者を指名する研修と、自ら希望して受講する研修があると思いますけれども、それぞれどのようなものがあるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほどの御答弁と少し重複する部分があるのですが、先ほど申し上げた基本研修というほうが、ある程度、年代だとか、そういうもので、例えば、採用後何年目だとか受講対象者の範囲を指定しておりますので、これがあ程度受講者を指名する研修ということになるのかというふうに思いますし、それから、もう片方の特別研修に関しては、これは基本的には職員本人の希望によって受講するものというふうになってございます。

○松田委員

職種に応じてその知識を学ぶためにセミナーなど受講をするものがあると思いますけれども、以前、職員に取ったアンケート調査によれば、仕事が忙しくて時間が取れないなどという声もあるようですが、職員研修の参加人数だとか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

職員研修の参加人数ということで、最近ですと新型コロナウイルス感染症の影響で一部その受講者の数の制限等

している部分もありますので、比較という意味で、コロナ禍前の令和元年度から直近3年間の実績でお答えをさせていただきますと、私どもで企画をしている職員研修の受講者の、全ての細かい研修の総数でお答えしますが、令和元年度は832名、令和2年度は386名、令和3年度は518名となっております。

○松田委員

ともあれ職員の資質向上については研修、職場環境の改善が求められております。最近は少しかかりミスなどを起こしたりということもあると思うのですが、そういったことについてもしっかり研修については取り組んでいただいて、やはり私は、市職員は本当に市民にとって大事な業務をやっていますので、職員の資質向上ということについてしっかり取り組んでいただきたいと思います。この点についての認識について、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

今、委員からお話ありましたように、職員の資質向上、それから人材育成という点で、人材育成の方針にもその大きな柱として研修というのを掲げております。

それから、最近ですといわゆるDXみたいな新たな課題に対応するという意味でも、研修というのは非常に重要だというふうに考えておまして、先ほど実績申し上げたとおり、どうしてもコロナ禍が始まってから一時的に少し受講を制限せざるを得ないという状況はありましたけれども、最近はその辺の感染対策もしっかり踏まえた上で、かなりコロナ禍前に近いような状態で、特に今年度実施をしてきているという状況もありますし、これからは職員からこんな研修を受けたいというような希望ですとか、そういうものを踏まえたり、それから先ほど申し上げたDXみたいな新たな課題がまた出てきたらそれに当然対応するということでも、新たな研修も取り入れていかなければならないというふうに思いますので、そういった観点も十分に踏まえながら、これからは研修の充実ということに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎新総合体育館基本構想案について

まず1点目の、新総合体育館基本構想案についてお伺いをします。

私は概算事業費を中心にお聞きをしたいと思います。

概算事業費が税込み約70億円とのことです。整備費用確保のために交付金、補助金及び国債を活用することですが、この中に載っています90ページから93ページにある交付金、補助金を最大限活用した場合、市の負担というのはどれぐらいになるか、試算というのはしているものでしょうか。

○（教育）主幹

構想の中に記載している補助金の関係でお話しいたしますと、まず国庫補助につきましては、書かれている中で

は社会資本整備総合交付金が今一番有利ではないかというふうに我々では分析しています。この交付金の基本的な補助率は、まず2分の1というふうになっています。残りの2分の1の自治体負担に関しましても、過疎対策事業債を充当できるのではないかというふうに考えてございます。

委員がお尋ねの具体的な金額ということなのですが、まず先ほど述べました社会資本整備総合交付金が採択要件が非常に複雑な内容になってございます。そうしますとまず事業費の全てが対象になるのかということがまだ現時点では不明であるということ。

それから、これは実際に要望額が満額支給されるということも限らないのです。そういった意味では大変申し訳ないのですが、現時点では具体的な額はお示しすることはできません。

○佐々木委員

整備機能の中を見ますと防災機能も挙げられています。交付金、補助金の中に防災機能の整備関係というのものもあるのではないかと思います。

私が視察に伺ったところでも、様々な公共施設でその防災機能等の整備、補助金をもらって造っているのだという説明を受けたところが何か所かありましたので、その点について入っていないのはなぜなのかということがありましたのでお聞きします。

それから、これ以外にもまだ活用できる交付金、補助金というのがあるのではないかと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○（教育）主幹

自治体に対しまして、その防災関係で総務省とかが所管する防災メインの補助金というのは、担当する災害対策室にも相談とかしているのですが、今のところ条件に合致したものが見つけられておりません。

ただし、例えば基本構想にも記載している学校施設環境改善交付金ですとか、これはプールに関しては、例えば浄水器をつけて、プールの水を飲み水にできるような、そういう設備をつけることによって補助率が上がっていくというような仕組みがありますので、そういったところは今後研究が必要かというふうに考えてございます。

また、委員がおっしゃるとおり、まだ活用できる補助金というのがある可能性がございますし、どんどん新しい制度も創設されますので、我々としましては常に情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

情報収集を進めていただきたいと思います。

それから、PPP/PFI手法活用の場合、それを使った場合に交付金、補助金は従来手法と同様に使えるのかというところが少し分からなかったので、お聞かせください。

○（教育）主幹

PPP/PFIのいわゆる民活手法でやった場合、建物は民間で建設するのですが、その後、市に所有権を渡すパターンと、それからそのまま民間が所有して運営をしていくという二つのまず大きなパターンがございます。

国庫補助に関しては、後者の民間が持ち続ける形になりますと、それは営利目的で持ち続けますので、それに関しては国庫補助は導入できないというふうに聞いてございます。

○佐々木委員

そういう交付金、補助金が使えない場合、こういう民間活力導入手法の場合、それでは、費用的なメリットはあるのかということについてお聞きしたいのと、あと逆にデメリットというのはどうなのかということはどうでしょうか。

○（財政）中津川主幹

国庫補助等の対象とならない経費に対しましては、市が事業資金の調達を行う公設公営による従来型手法でいいますと、短期間に多額の一般財源の支出が必要になるという場合がございますけれども、PFI手法の、今お話が

出ておりましたBTOといったような方式の場合などにつきましては、設計・施工から維持管理、運営を担う民間事業者が資金調達を行いまして、運営ノウハウが活用されるため、事業費の圧縮ですとか効果的、効率的運営が可能になるといったこととともに、財政負担の平準化が図られるといった効果が期待できるということがまず一つございます。

あと一方、民間による資金調達の部分につきましては、公共による資金調達に比べて通常金利が高くなったりするようなこともございますので、例えばVFM、いわゆるコスト縮減効果、こういったものの算定に当たりましては、課税措置だとかも含めたライフサイクルコストをしっかりと精査するという必要も出てくるということがございます。

○佐々木委員

建設するときの交付金、補助金というのは非常に、伺っていてもいろいろな手法があるのだなということは分かったのですが、例えばその後の維持管理に当たってもこういう交付金とか補助金というのはないものなのかと単純に思ってしまうのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

○（教育）主幹

維持管理、いわゆるランニングコストになると思うのですが、例えば光熱水費ですとか、そういったものに充てることができる補助とか交付金、こういったものは残念ながら恐らくないのではないかとこのように考えてございます。

ただ、可能性があるとしたら、例えばスポーツ振興くじ助成というものを使って設備を更新していくとか、そういった手法はあると思うのですが、恒常的に光熱水費等に充てるような補助制度はないというふうに考えてございます。

○佐々木委員

それがない。建てるだけ建てて、そういうものが、維持管理のコストの分についてはないというのも何か複雑な事情がきっとあるのだと思うのですが、その辺は後ほど勉強させていただきます。

税金面でPPP/PFI手法の活用の場合、違いはあるのでしょうか。

○（財政）中津川主幹

PPP/PFI手法活用におけます税金面の違いでございますけれども、PFI手法の一つでありますBTO方式は、民間事業者が設計・施工を行った後、建物の所有権をすぐに市へ移管することになりますので、固定資産税、それから都市計画税及び不動産取得税が非課税扱いというふうになります。

また一方で、設計・施工後も建物の所有権が民間事業者にありますBOT方式というものは、固定資産税等は課税扱いとなりまして、建物整備後の所有権が公共、市にあるのか民間事業者にあるのかによって課税、非課税の違いが生じてまいります。

○佐々木委員

この件の最後の質問ですが、こういうふうに補助金、交付金、起債の制度、今後、先ほどお話があったように変更になる可能性もある、それから、このところの物価や人件費の高騰、その他で非常に予断が許さない状況が今後も続くのではないかとこれは非常に心配されます。結果、事業費用の大きな変動があった場合、建設計画の延期、中断等の大きな変更というのは、あまり想定したくないですが、そういうことも想定しておられるのでしょうか。最後にお聞きます。

○（教育）主幹

まず、現時点において、この計画を変更するというような考えはございません。予定どおり今は進めていく所存でございます。

ただし、委員のおっしゃるとおり資材の高騰ですとか、そういったことが今後どうなるのかということは我々と

しても非常に心配しているところではございます。工事着工自体はまだ先なのですけれども、今後どういったことが起こるのか分かりませんので、そういった際には状況に応じて柔軟に対応していくべきではないかというふうに考えてございます。

○佐々木委員

私もやめなさいと言っているわけでは決してありません。こういういろいろなことがこの後もいろいろと困難があるでしょうけれども、そういうのを乗り越えて、やはり市民の夢ですし、私たちも長く時間をかけて検討してきたことですので、これについては何とか続けて、しっかりと完成まで持って行っていただきたいということをお願いしまして、この件は終わります。

◎小・中学校における感染症予防の指導について

続けて、小・中学校における感染症予防の指導についてお伺いします。

先ほど公明党の松田委員からの御質問もあったとおり、これについては陳情が上がっている関係がありますので、何点か私からも、重なる部分があるかもしれませんが、お聞かせください。

先日、文部科学省から事務連絡という形で出された黙食等についての話です、それが道の通知になって市教委に来ているということが先ほどお聞かせいただきました。

黙食の中止というのが書かれていたりということで、状況を見るとコロナ禍前に一つ回復したように、こういう通知を読むと思えるのですけれども、この事務連絡は、全国一律に黙食中止、マスクを外す指導をされているかというところ、残念ながら新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、地域によって従来の指導を継続しているところもあるという非常にその地域の実情というものに差がある中で、いろいろな指導があるという中で陳情が来ています。

それで、まず本市の状況について確認したいのですけれども、先ほど市内の学校での新型コロナウイルス感染症の感染状況について数字を上げていただいておりますけれども、もう少し直近の数字辺りで出してお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

佐々木委員の御質問でございますが、先ほど松田委員には4月からということでしたが、11月先月からの数字でお答えさせていただきますと、昨日現在でございますが、11月以降、小学校では612名の子供が、中学校におきましては189名の生徒が感染してございます。学級閉鎖につきましては、小学校におきましては、67学級、中学校では11の学級が、学級閉鎖を実施しているところでございます。

○佐々木委員

ここに入ってからやはり相当なパーセンテージで上がってきているというところが見えております。

それで、感染症予防について、文部科学省の事務連絡が来る前の小・中学校の指導について、どんな指導がされていたのか、概略を少し説明ください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

文部科学省の事務連絡が発出される前の小・中学校での指導についてでございますが、現在、季節性インフルエンザの同時流行も想定しなければならない時期でございますが、何らかの症状がある場合や体調が優れない場合には出勤、登校させないことを徹底すること。それから、いわゆる3密です、密閉空間、密集場所、密接場面の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等手指の衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底すること。また、必要以上の室温低下を防ぎつつ常時換気に取り組んでいくこと。給食時間は黙食を徹底し、食事後の歓談時にはマスクを着用すること。マスクの着用については十分な身体的距離を確保できるような場合には着用の必要がないことといったことを指導してございました。

○佐々木委員

それで、文部科学省からの事務連絡が来た。

その内容と、その通知のそれまでとの変更点、変わったところについて、説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回の文部科学省の事務連絡、道教委からの通知内容でございますが、まずオミクロン株のワクチンに関する情報提供、周知についての新型コロナワクチンの接種についてということが一つ。それから、飲食の場面における感染対策についてということが一つ。それから、特に必要がある場合を除き、基本的に検査を受けないという児童・生徒の頻回検査についてということが一つ。それから、児童・生徒の心情等に適切に配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じた張りのある着用が行われるといった取組ということでのマスクの着用の考え方について改めて示されたところでございまして、その中で変更点といたしましては、飲食の場面における感染対策といたしまして、各学校の給食の時間において、座席の配置の工夫や適切な換気の確保などの感染対策を講じた上で、地域の実情も踏まえつつ、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能であるということが示されたところでございます。

○佐々木委員

その事務連絡を道の通知として来ているということですね。それを市教委は現場にどのように扱ったのかという点一つと、それから、それを受けて、学校現場での具体的な指導について、変わった点などについて、現場の声としてこういうところを変えたよというふうなところで聞こえているところがあればお話してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

市教委から各学校への通知内容でございますが、先ほどの私の答弁に重複してしまう部分もございますけれども、各学校の給食の時間等においては、この黙食であった部分につきましては座席配置の工夫や適切な換気の確保などの感染対策を講じた上で、児童・生徒間の中で会話を行うことも可能であるというふうに通じたところでございます。

学校におきましては、これまで黙食でということを進めてまいりましたが、小さな声で話をするなど、静かに食事をするように指導していくというふうに変ったところでございます。

○佐々木委員

そういう変化もあるようですけれども、私も聞いているところでは、なかなかそれをこう大きく変えるというようなことは難しい状況にあるとお話を伺っていますが、この新型コロナウイルス感染症の現状、それから学校の環境等からあえて変えていないこと、それから変えたくても変えられないことなどについて、お聞きになっているところはありますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

あえて変えていないことでございますけれども、基本的な感染対策、座席の配置ですとか換気対策については変えていないということで現場から聞いてございます。

また、変えたくても変えられないという部分でございますが、楽しく会話をしながら食事を取っていたという部分、かつてはあったのですけれども、現在の感染状況を考えますと、その部分は変えられない部分ではあるというふうな声も聞いてございます。

○佐々木委員

本当に、少しずつでも楽しい学校になっていけばいいなと思うのですけれども、事務連絡で来ているとおりの指導ができるようになる、するためには今後どのような課題がまだあるとお考えになりますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

通知のとおり指導を行うための課題ということでございますが、やはり今回黙食という言葉が、消えてきたところでございますが、給食時間の会話について、換気の部分で窓を全開にして換気するというのであれば実施も

可能ではあるというふうには聞いてございますが、何分この冬場の厳しい寒さを考えますと換気には限界があるというような声も聞いていますし、感染者もまだまだ出ているというところがございますので、そういった部分が課題であるというふうには聞いてございます。

○佐々木委員

換気と言われても窓を全開でという、今ここで窓を全開にしたらどうなるかは想像はつくし、インフルエンザとの関係や何かもあるでしょうから大変だということは、本当にそのように思います。まだもう少しかかりそうな気がします。それでも少しでも楽しい学校生活を送れるように、市教委からも支援をお願いいたしますし、一日も早く新型コロナウイルス感染症の影響から脱することを願っておりますので、今後もよろしく願いをいたします。

◎中学校における部活動改革について

次に、中学校における部活動改革について、前回の議会に引き続き話を少し伺わせてください。

文部科学省から来年度から実施を求められている部活動改革について、全国の自治体で一斉に取組が始まって非常に、ニュース等でも出るようになってきました。前議会で質問した、中学校における部活動について本市の取組が示されています。

そこで、その内容について提案に従って伺っていかうと思っておりましたら、何と先週末にニュースが出てきました。タイトルに、政府、中学校の部活動の地域移行懸念を受け対応を見直しとのことです。

そこで、まず話の前提として、その見直しと言っている内容とか、その理由についての情報はこちらに入ってきているのでしょうか。いかがでしょう。

○（教育）教育総務課長

報道につきましては承知をしておりますけれども、その後、文部科学大臣が否定をしているというような報道も聞いており、情報が錯綜している状態ですので、内容や理由については不明となっております。ただ、文部科学省が当初説明したとおりにはならないのではないかという印象は持っております。

○佐々木委員

そうですね。私もずっとこのニュースを洗っていましたが、地域によって指導者や施設確保が難しいとか、保護者の経済的負担が重くなるのではないかというもう分かっているようなことの懸念が相次いで、政府は対応を見直し、来年度は地域の実情を詳しく把握するための調査や研究を行うことになりましたという記事が最初に載って、その後見ていましたら、2023年度から2025年度改革集中期間ということで載っていたのですが、改革推進期間と改称するのではないかという話からさらに、予算について概算要求で118億円を計上していたものが、政府予算案ではたったの28億円になる見通し、半分にも満たないというような中でこの話を進めていくということですので、非常に、特に地域移行については、まだまだ流動的な部分があるのかなと先ほどお答えいただいたように、これについてはまだ話をしていくのに少し抵抗があるのですが、まずこうしたところに中学校における部活動改革ということですが、今のこういう状況は何か影響が、小樽市の進める改革に影響は考えられますか。

○（教育）教育総務課長

国からの正式な通知等はありませんのではっきりしたお答えにならないかもしれませんが、本市としては部活動の地域移行の取組に先行させる形で、学校部活動について合理的で効率的な部活動の推進をするために合同部活動、いわゆる拠点校方式について検討を行っているところでございます。この取組というのは、地域移行に係る直接的な取組ではありませんので、大きな影響はないものと考えております。

○佐々木委員

それでは、私も拠点校方式について、今日これから伺っていきたいと思います。

合同部活動の取組、拠点校方式の導入を行う。準備が整った部活動の種目から順次、拠点校方式については、前回議会一般質問で一つの例としてお聞きしていたこの方式なのですが、このような方式の内容については今

回省略をさせていただきますが、具体的に実施できるめどの立っている種目というのは、小樽市内でどのような種目があるのでしょうか。

また、ここで言う準備が整った種目からの準備が整うという、どんなことが整えば準備が整ったというのか、説明をお願いします。

○（教育）教育総務課長

現在、小樽市校長会、小樽市中学校体育連盟と拠点校の実施に向けて具体的な種目も含めて協議を行っているところですので、種目についてはまだお答えをできる状況にはございません。準備の内容としましては、校長会、小樽市中学校体育連盟と種目も含めて、具体的な拠点校方式の実施内容について合意を得られることだと考えております。

○佐々木委員

児童・生徒へのアンケートの内容、それから対象はどうなりますか。小学生には事前に部活動についての十分な周知が必要になるとは思いますけれども、それについての対応はどうなっていますか。

○（教育）教育総務課長

来年度中学生になる小学校6年生、中学校1年生、中学校2年生の方々にアンケートを実施いたしました。内容といたしましては、小学生については市内の部活動の中から希望する部活動について、また少年団や習い事について、経験はないけれども興味がある種目について伺っております。

中学生につきましては、これらに加えて部活動の現状について改めて伺っております。周知のことですけれども、拠点校方式の情報等も含め、新年度の部活動を選択するまでには学校を通じてしっかり情報提供できるように努めてまいります。

○佐々木委員

市内中学校ありますけれども、この拠点校の対象、この学校はこの種目の拠点校だよという、その拠点校になる条件というのは、やはり考えられますか。

○（教育）教育総務課長

拠点校の条件ですけれども、その部活動を希望する生徒が一定数いること、また指導する顧問または部活動指導員が配置できること、そして活動場所の確保ができること、この3点を総合的に考慮して、その部活動にとって最も適切な学校を拠点校として指定したいと考えております。

○佐々木委員

その拠点校に全市一円から生徒を集めるということになるとなかなか移動の負担も大変だと思うのですが、同一種目で市内に複数拠点校を設定するという、そういうことも行く行くは可能なのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

拠点校の設定ですけれども、その部活動を希望する生徒の数に応じて拠点校の配置を検討しておりますので、1校というわけではなくて、複数の拠点校を設定することもあり得ると考えております。

○佐々木委員

この拠点校方式のメリットについて、生徒の多様なニーズにある程度、応えることができるようになると教員アンケートでも認めているというところは期待が持てる場所なのではございますけれども、一方、これが教員の働き方改革につながるのかというと、拠点校以外の学校で部活顧問の絶対数が減るのでつながると出ていますけれども、一方で拠点校の負担というのはかえって増えることになりませんか。

○（教育）教育総務課長

市教委でも、他校の生徒を指導する必要があるため拠点校の顧問の負担は増えるというふうな課題は認識しております。そのため、拠点校の顧問の負担を減らすため、どうサポートしていくかというのを校長会とともに協議

をしているところでありますけれども、例えば他校の生徒であっても1人1台端末などを利用して直接連絡を取るような体制をつくるなど、様々な取組を校長会と体育連盟と協議してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

そうですね、その連絡事務というのが非常に煩雑になるだろうということは容易に想像がつくので、そういった機械等を使っていけるという方法は考えていただけると、この後の様々な拠点校を広げていくときに役に立つと思うので、よろしくをお願いします。

それから、拠点校方式の部活動指導員の配置方法について伺いますけれども、少し具体的に説明をお願いします。

そして、その結果、教員の配置を減らすことは可能なかどうかということなのではけれども、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

部活動指導員でございますけれども、学校に配置することになっており、例えばですけれども、今回、拠点校方式を導入しましたら、拠点校にのみ部活動指導員を配置することになります。一例で言いますと、従来、3チームの合同チームであれば、それぞれ3人の顧問が必要ということでしたけれども、拠点校方式の拠点校に1人の部活動指導員を配置できますと、教員の顧問の配置は3名減らすということが出来ますので、教員の配置を減らすことは可能だと考えております。

○佐々木委員

また、こうした場合、他校の生徒を競技の面でそういう指導していくということもあるのですけれども、もう少し、場合によっては生活指導における場面というのも他校の生徒を指導するという場合もきっと出てくるのではないかと、そうすると多分拠点校ではなくて、生徒を送り出した学校の、その生徒が在籍している学校との連携というののもやはり必要になってくるだろうと思います。例えば、在籍校側のそういうところの受皿というのは、そういうものの対応はどのようなことが考えられるでしょうか。

○（教育）教育総務課長

生徒を拠点校に送り出す在籍校がどのように協力体制を取ることが出来るかという点につきましては、市教委としても重要な視点だと考えておりますので、この点については小樽市校長会と協議をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしくをお願いします。

それからもう一つ、部活動顧問を希望しない教員もきっといるでしょう。持ちたくても持てない教員もいる。それから、小学校の教員でも中学校に行きたくて部活を持ちたいという希望をする教員もきっといるのではないかと思います。そうした希望をかなえていく仕組みというのがまた必要になってくるのかと思いますが、そういうところについては考えておられますか。

○（教育）教育総務課長

小学校の教員でも中学校での部活動顧問を希望する教員の希望をかなえる仕組みとしましては、教員の兼職兼業という制度がありまして、これは今国でも議論をされているところです。

ただ、冒頭に委員おっしゃったように、来年度の見通しが不透明だという点もございまして、国の議論の行方を注視してまいりたいと思います。

○佐々木委員

最後にお問い合わせというか、要望になります。やはりこうしてお伺いしていても、まだまだこれから様々な検討が必要になるし、試行していったり始めてみて分かってくることもたくさん出てくるだろうと思います。そういうところにも対応をよろしくお願ひしたいと思ひますし、先ほども最初に話ししましたけれども、全国的にもこれは様々

な取組がされています。その中で例えば拠点校への移動手段なのですけれども、これは保護者の負担軽減とか生徒の行き帰りの安全面その他も含めて、全国の例では、これをスクールバスとかタクシーとか、そういうものを使って送り迎えをするというような活用方法を考えて実行をしているところもあるというように聞いています。その他、ほかにも様々なそういう例がこれをやるに当たっていろいろありますし、それから、地域移行の話は今回しませんが、国の流動的な部分も含めてそれに対応した方法をやはり、これから模索していかなければならないというところで、これまた様々なところがあって大変でしょうけれども、これから市教委の果たす役割。それから、移動手段の部分、例えばバス1台使つてとかタクシー使つてとしても、これもやはり財政的な裏づけがなければなかなかできないことですので、財政面でもその辺のところをよろしく御検討をお願いしまして、質問は終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について

陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策の緩和を求める陳情方について質問をいたします。

陳情者が示すマスクの着用による差別はあってはならないことであり、理解はいたします。また子どもの権利条約は遵守されなければなりません。

それでは、学校現場における感染症対策はどのようになっているのかについて、順次質問をいたします。

陳情者は、欧米各国ではマスクを外して日常を取り戻している、日本も少しずつ規制緩和へと動いているとしていますが、米国ニューヨーク市は公共施設や屋内などでのマスク着用を強く呼びかけることを決めて、また、全米人口最多のカリフォルニア州ロサンゼルス郡では、公衆衛生責任者がマスクの着用を訴えるとともに、感染状況はさらに悪化した場合には着用義務を復活させる考えを明らかにしているなど、状況は変化しております。そもそも日本ではマスク着用は義務ではありません。学校でも場面に応じて適宜マスクを着脱できていると聞いております。

それでは小・中学校におきまして、入学して以来、友達の間を見たことのない児童・生徒は存在するのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

入学して以来、友達の間を見たことがないという児童・生徒につきましては、そういった子はいないということをごちから把握してございます。

○酒井委員

陳情の項目にも何時間もマスクを着用しているということは書かれておりますけれども、そもそも何時間もマスクを着用し続ける状況なののでしょうか。場面に依りて着脱は許されない、そういった状況にあるということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

マスクの着脱につきましては、活動場所や活動場面に依りた、めり張りのある着用が行われるようにしてございます。

○酒井委員

陳情者は子供たちへの心身への影響ということマスクの着用ということでは、マスク

の着用によりまして子供たちの学習や発達が妨げられるという、そういった明確な証拠はあるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

子どもでは、その明確な証拠となるもの、判断できるものはありません。

○酒井委員

判断できないということなのですから、それでは、マスクを着用しないことによる差別や嫌がらせは存在するでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

そういった報告は学校から受けていません。各学校には子どもから、いじめや差別、偏見等につながる行為が生じないように通知しているところでございます。

○酒井委員

受けていないということなのです。当然だと思うのです。

それでは、陳情者は、子供たちには重症化のリスクはほとんどないにもかかわらずと説明されているのですけれども、それならばなぜ、小・中学校で感染対策を取っているのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在の状況下では、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることがあり得ること、そして季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることなどが言われておりました、感染リスクがあるという国等からの情報などをもとに、衛生管理マニュアルに沿って現在対策を講じているところでございます。

○酒井委員

リスクがあるというのはそのとおりだと思います。だからこそ、現在も感染者が広がったりしているという状況もあるし、それに学級閉鎖なども行われているという実態もあると思います。なかなかこうした感染症対策の緩和ということについて本当に、もうその後なかったのだというふうに緩和していくということというのは望ましいことだと思うのですけれども、ただ一方でそういった状況というものは悪化している部分もあるということで、なかなか私は難しいのかというふうには思っております。

◎議案第6号小樽市個人情報保護法施行条例案について

次に、議案第6号小樽市個人情報保護法施行条例案についてであります。

デジタル改革関連法、ここでは各自治体の個人情報保護条例は法の範囲内で独自の保護措置、これを最小限で許容するというふうにしたため、条例づくりに縛りがかけられるということが言われております。

それでは最初にお聞きしたいのが、そもそも匿名加工すれば企業等に個人情報を提供していいとすることへの小樽市民へのコンセンサスは得られているのかどうか、質問をいたします。

○（総務）浅井主幹

行政機関等匿名加工情報の企業等への提供につきましては、改正後の個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法で定められている事項であります。なお、都道府県や政令指定都市については企業等に対する匿名加工情報の利用提案の募集は義務づけとなっていますけれども、一般市町村については義務づけされておられませんので、本市においては当面は利用提案を募集する予定はございませんが、本市にとって有効な利用も考えられますので、先行事例を注視してまいりたいと考えております。

○酒井委員

私は、先行事例調査ということでもありますけれども、こういった形で匿名加工さえすれば企業等に情報提供するという形になってしまったら、私は本当に大きな問題があると思っております。だからこそコンセンサスというか合意が得られている状況なのかということです。私自身はこうしたものについては非常に懸念を持っております。

それでは次に、現行の個人情報保護条例、ここでは「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、

又は提供してはならない」とこういうふうに定められているわけであります。では今回の条例案ではどのようになっているのか、説明していただけますでしょうか。

○（総務）浅井主幹

保有個人情報のいわゆる目的外利用につきましては、利用及び提供の制限として、個人情報保護法第69条に定められておりますので、個人情報保護法施行条例には定めておりません。

○酒井委員

定めていないということになりますから当然これも後退というふうになっていると思います。また、同様に聞きたいのですが、現行の条例、ここでは第11条第2項第7号、ここで目的外利用の場合、審査会に意見を聞く、そういった仕組みがあります。私はこういった仕組みというものは今後も必要だと思うのですが、新条例でも継続されるのでしょうか。いかがでしょうか。

○（総務）浅井主幹

目的外利用を行う場合に審査会に意見を聞く仕組みにつきましては、国から目的外利用制限などに関する規律として個別案件における個人情報の取扱いについては、典型的に審査会への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められないと示されていますので、この仕組みは継続されないこととなりますが、今後の目的外利用の運用に当たりましては、国から示されています個人情報保護法についてのガイドライン等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ますます審査会の意味がどんどんなくなってしまっていく。結局、今まで小樽市としてしっかり守られていたそういった目的外利用のはどうなるのかということについて、国の制度によってどんどん後退されている。まずよく分かると思います。

それでは匿名加工も今後どうなるかという話もありますけれども、まず現状での話でお伺いしますけれども、仮にこういった個人情報を提供するという形に小樽市が踏み出した場合には当然匿名加工ということをしなければならぬ。そうするとそれをどこがやるのか。仮に市の各部署が行うとなると本当にすごい業務量になるというのは予想されるわけであります。

それでは、業者に委託するという形になりますと、個人情報を取り扱うもう最大のセンシティブな情報ですから、慎重な検討はどうしても必要になってくるというように思います。現時点ではまだ決まっていないという話はあるかもしれないけれども、本市では匿名加工の作業を自前で行っていくのか、それとも委託していくのか、現時点でのお考えを伺います。

○（総務）浅井主幹

先ほども申し上げましたとおり、当面は匿名加工情報の利用提案を募集する予定はございませんので、将来的に利用提案を募集することになりましたら、その段階で、その際に匿名加工の作業を自前で行うのか、それとも委託にするのか、検討したいと考えております。

○酒井委員

こういった情報について提供しないということが続けることが私は一番だと思っております。ただ、そうはいつでも国はこれまでもそういった政令指定都市に縛ってきたというものについては、恐らくそれをどんどん下げていって、結局人口10万人以上の都市についてもこうした提供をするのだというふうにはやっけないとも限らない。本当に危ういと思います。

厚生労働省が難病患者の診断書情報を流出させていたことが8月24日に報道されました。研究者に提供した情報ファイルに本来削除されるべき氏名、生年月日、住所、こういった個人情報が5,640人分含まれていたそうであります。厚生労働省がやらかしたわけです。こうした情報漏えいが起こるおそれはないのでしょうか。また情報漏えい

防止対策はどのように行うのか、この項を最後に伺いたいと思います。

○（総務）浅井主幹

情報漏えい防止策につきましては、現行でも現行の条例に基づいて講じているところではありますけれども、先ほど申し上げました個人情報保護法についてのガイドライン等を踏まえて、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

○余市町での生活保護を受けている生徒の修学旅行のクーポン問題について

それでは3番目に、余市町での生活保護等を受けている生徒の修学旅行のクーポン問題について質問をいたします。

余市町の町立中学校が10月に実施した修学旅行の際、要保護、準要保護生徒7人に対して政府の全国旅行支援で飲食などに使えるクーポン6,000円分を配っていなかった、そういったことが報道されたわけであります。もともと全員に配る予定であったものが、出発直前に旅行会社の担当者から、生活保護等を受けている生徒はクーポンの配付対象にならないと伝えられて、それを受けて教員が宿泊先で生活保護等を受けている7人に対象外であることを伝えたといえます。担当者は生活保護世帯などこうした生徒はクーポン配布の対象外だと思い込んでいたと言っております。

では、本市では起こり得ないと言い切れるのかという問題であります。町村の福祉事務所は北海道管轄になっております。小樽市は市ですから自前の福祉事務所があるという違いはあるとはいえ、やはり他山の石とするべきではないかと思えます。そもそも生活保護受給中の場合、修学旅行の費用はどうなるのか、お示しをいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

生活保護受給児童・生徒の修学旅行費につきましては、就学援助費として公費で負担しているところでございます。

○酒井委員

そういった就学援助の中で負担されるという形になっている。それでは本市の小・中学校における児童・生徒の生活保護等の情報はどのように管理されているか、お示しください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

生活保護等の情報につきましては、福祉部局から文書により通知を受け、担当者が厳重に管理をしているところでございます。

○酒井委員

担当者が厳重に管理されている、正しく管理されている、秘密事項として守られていると聞きます。安心しました。

では本市の小・中学校では、誰が生活保護を受けているかということが容易に分かる状況にはないと確認させていただきます。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校におきましても個人情報の一つといたしまして、部外者が容易に分かるようなことがないように管理をしているところでございます。

○酒井委員

それでは、今回のケースにかかわらず教員が分からない、それからまた判断ができない、そういった状況にある場合には校長などを通じて教育委員会に聞くというのは私は普通ではないのかと思うのですけれども、フローといいますか、流れを示していただけませんか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校の担当者が判断ができない等であれば、まずは学校の管理職に聞き、学校の管理職においても判断できないような内容であれば市教委に聞いてくるというような流れになってくるかと思います。

○酒井委員

それが普通だと思うのです。だけれども、あくまでも報道の範囲でしかありませんけれども、そうした旅行会社の方に言われて、そうですかという形でやってしまったということなのです。それがもう私はどうしても理解できないと思うのです。

最後になりますけれども、こうした他町の事例に際しまして、教育委員会としてどのような所感をお持ちになったのか、答えていただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

私どもも子供たちがそのような状況下にならないよう、注意して事務に当たってまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

注意するというのではなくて、私が一番ここで聞いたかったことというのは、小樽市では起こり得ないのだということ自信を持って言ってほしいと思うのです。そうではないと、ほかの自治体の話だから関係ない話ですよということになりかねないと思うのです。やはりしっかりと、別の自治体の話であっても我が事のようにしっかり受け止めて、こういったことはないように改めて考えていくとかという形ではないのかと思うのだけれども、注意する程度の話なのかな。いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回の他町で起きたことは、重たい事案だというふうに我々も思っておりますので、私たちはもちろんですけれども、校長会にも周知しまして、こういったことが起きないように伝えてまいりたいと思っています。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎市役所庁舎のバリアフリーについて

次に、市役所庁舎のバリアフリーについてお伺いをいたします。

以前、市役所庁舎内のバリアフリーについて期日前投票所の関係から質問をいたしました。その際に実際に市役所の車椅子をお借りいたしまして、どうやって行くのだろうということでもやりましたけれども、自力で投票所に向かうというのは本当に困難というか、ほぼ不可能だなというのが私の実感でありました。

その後も電動車椅子を利用されている方、そういった方からお話をお聞きしました。市役所庁舎内のバリアフリーについて質問したいと思います。

まず、庁舎管理者にお聞きしたいと思うのです。車椅子利用者が庁内本館、別館の主な窓口、それから議事堂傍聴席などの動線、これをどんなふうに考えているのか、捉えられているのか、説明していただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

車椅子を利用されている方の市役所の本館、別館の主な窓口、議事堂への動線をといたようなことでございますが、まず本館につきましては、1階に窓口が主でございますので、正面から向かいまして右側に当たります生活支援課の横の入り口、そちらのほうから車椅子で入っていただくといったような形を想定しております。別館につきましては、駐車場から図書館側の入り口、北側となりますが、北側の入り口のほうから入っていただきまして、1階のフロア、2階以降につきましてはエレベーターでそこから上っていただくというような動線を想定しております。最後に議事堂傍聴席ということでございますが、誠に申し訳ございませんが、現在、建物の構造上議事堂へ車椅子で行くといったようなすべはないといったような状況でございます。

○酒井委員

傍聴席に車椅子で行けないということについては、私はやはり必ず改善しなければならない問題だと思っております。なぜならば、これからの計画になりますけれども、市役所の別館と保健所と水道局が一緒になってということで、新しい庁舎を造る。その一方で市役所の本館については議会棟にしていくという考えが示されているからなのです。やはりそういった改修するときの機会にしっかりとやっていかなければならない。でも一方で、今の状況のままだったら、そういった議事堂の傍聴席に行くことはできないわけなのです。

やはり問題だなと思うし、例えば本館の2階以上に行くという場合においても、現状ではすべがないということではよろしいでしょうか。

○（総務）総務課長

御指摘いただきましたとおり、本館につきましては1階以外は全て段差がございますので車椅子で行ける構造にはなっていないというのが現状でございます。

○酒井委員

やはりすごく問題なのです。いやこれは解消されるべき問題だと思いますけれども、この場でそういった話をするのがなじむ話なのかといったらそうではなくて、むしろ今の庁舎管理について質問しているわけですから、それはまた別の機会にやりたいと思います。

また、その動線の中でも例えば今、逆側の入り口、消防庁舎側の入り口といいますか、あちら側から入ってくる場合、そちら側の場合というのがスロープがついていますから自力で進むことができる。そこでボタンを押して、半自動ドアなのです。だから手が使える方はいいのだけれども、手がなかなか使いづらい方にとっては、一度何か棒なりなんなりを利用して開けなければならないという、そういった手間もあつたりとか、細かく言えばたくさんあるのです。

ところでエレベーターについて、車椅子マークがついているボタンがあるから、当然それを押すわけなのですけれども、開閉時間がとても短く、危険というか怖いのです。私が乗ったときには、ゆっくり乗ろうと思ったものから、途中でボタンと挟まったのです。電動車椅子を利用されている方は後ろでボタンと挟まったそうなのです。そのときすごい恐怖感を感じたと言っていました。車椅子の乗り込むタイミングによっては扉の安全装置が作動しない隙間、なかなかイメージしづらいと思うのですけれども、そこで真中であればボタンと、ちゃんと安全装置が働くのですけれども、厚いものですから、何もないところに挟まるわけなのです。なかなか説明が難しいのだけれども、それに、素早く乗り込んでもボタンを押さなかったら他の階に、例えば3階に行こうと思って乗ったら、地下から呼出しがあるから地下へ行ってしまうという形になってしまう。市庁舎の新築、改築を待たずともエレベーターの開閉時間の調整が可能かどうか、まず確認したいと思います。

○（総務）総務課長

現状のエレベーターの開閉時間が短いとの御指摘でございますので、実態を改めて確認し、開閉時間の延長については考えてまいりたいというふうに思っております。

○酒井委員

実態を改めて考えてまいりたいということは、延長時間の調整すること自体は可能だと確認してよろしいのですか。

○（総務）総務課長

技術的に延長することというのは可能だということは確認してございます。ただ開閉時間の延長時間につきましては、そう長い時間できるということまでの確認には至っておりませんので、構造上どの程度のことの対応ができるかといったようなことを確認した上で、考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど市役所庁舎の建て替えや、また本館の改修という話もしましたが、私は設計の段階で障害当事者の声というのを取り入れる仕組みというのを入れていくというのは必要だと思うのです。先ほど車椅子に乗っていて、そのまま、自動扉のボタンを押すということが困難な方もいるわけですから、そういうことというのは見えてこない話だと思うのです。手がなかなか不自由な方でしたら押すということがやはり困難になってくるというのものもあるし、いろいろな形で今はバリアフリーというのは建物を造るときには当たり前のだから、そういった専門家がいるといっても見落としをしてしまうことがたくさんあるのです。私はそういった仕組みを確立するべきだと思いますけれども、どのようになっているか、お示してください。

○（総務）総務課長

今後の庁舎の建て替え、それから本館につきましては大規模改修といったような段階のことというふうに思いますが、改修に当たってバリアフリーへ配慮していく、それにつきましては時代の流れとして当然のものというふうに認識してございます。そのため設計段階におきましてはそういう障害のある方の御意見を聞くこと、それから反映すること、そういったような仕組みづくりについて必要な対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ本館の改修というのは本当に大変になってくるのだらうなど、独り言だけれども、エレベーターをつけないで改修というのはあり得ない話だよなどと思いながら、次の質問に移ります。

◎少人数学級について

少人数学級について伺いたいと思います。

小学校全学年の学級規模の一律引下げによりまして、5年間かけて小学校で35人学級とする学級編制標準が決められ、本市でも35人学級が進められております。

では北海道の独自事業と合わせ、本市では何年生まで35人学級なのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

令和4年度の制度でお答えしますと、国では小学校3年生までですが、北海道の独自事業を合わせると4年生までとなります。また5年生につきましては、そもそも2学級ある学年については35人学級の適用はありませんけれども、もう1学級しかない学年については35人学級の適用がございます。

○酒井委員

4年生までということは、来年、再来年で全て35人学級になるという、そういった認識でよろしいでしょうか。

○（教育）教育総務課長

1年ごとに進めておりますので、その認識で間違いのないと思います。

○酒井委員

国では2025年度、北海道も2024年度までに順次実現していくという方針のようであります。

ところで35人学級でありますから、35人を1人でも超えれば2学級という形になるわけでありまして。同様に70人を1人でも超えれば3学級というわけになります。来年度の学級編制、推計されたものでありますけれども、表を拝見いたしました。そこでは35人ちょうどの学級が幾つも見受けられました。このような35人ちょうどの学級というのはどれだけあるのか、示していただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和4年5月1日時点におけます令和5年度の小学校の普通学級で申しますと、35人となる学級数は四つでございます。

○酒井委員

四つということでもありますけれども、実際には34人とかのニアピンのところとか意外にあるのです。私の息が入ると思う朝里小学校でも3学級になるのだらうなと思いましたが、ここで見ますと、令和5年度学級編制表を見ますと、69人と非常にニアピンなのです。これが2人増えれば3学級という、そういった捉え方でよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

71人になれば3学級というふうな学級編制になる考え方でございます。

○酒井委員

それまでの40人ということから考えれば、40人というのは学年によってまた違いますけれども、それに比べれば35人というのは少しはましなのかなと思うのですけれども、ぎりぎりの学級になったということになるとやはり、何となくやはりもったいないという気がするのです。というのも、ほかの学校でしたら大体二十数名ぐらいのところがあったりとかする一方で、マックスになるとやはり35人になってしまう。そこでなのですけれども、12月12日付の北海道新聞函館道南版で気になる記事を拝見したわけでありまして。

八雲小学校25人学級導入へというものであります。記事の中では2023年度から2年かけて移行する、追加配置する教職員は町が正職員として採用する。道教委によりますと34人以下の少人数学級を独自に導入する自治体は10市町23校とのこと。市教委はこうした八雲町の取組に、どのような所感をお持ちになったのか、お示ししてください。

○（教育）教育総務課長

少人数学級につきましては、よりきめ細やかな指導が展開できると考えておりますので、必要な取組だとは考えておりますけれども、八雲町の例でもありますとおり、教員を改めて市で採用する必要があります。また学級数が増加することによって施設、設備、備品等の整備も必要になりますので、まず、予算の問題が大きな問題としてあります。また、教員の件ですけれども、現在の定数であっても人材確保に苦労しているような状況がございますので、さらに定数を増やした場合に人材確保が可能なかという点も大きな問題と認識しております。このような現状ですので、また国や道も少人数学級の取組を検討しているということですので、現時点では国や道の議論の推移を見守りたいと考えております。

○酒井委員

それでは先ほども言っていましたけれども、私はせめて小学校1、2年生、25人学級にしてほしいという思いがあります。小樽市内で小学校1、2年生を25人学級にした場合、何人加配職員が必要になるか、示していただけますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

小学校1、2年生を25人学級にした場合ということですが、令和4年5月1日の児童数で試算を行いましたら、小学校1年生で7名、2年生で4名、計11名の教員が必要となります。

○酒井委員

私は思ったほど、それほど多くはないなと思うのです。

そこで35人学級ですけれども、2025年度までに順次実現するというわけでありまして、北海道には2026年度から2年かけて小学校1、2年生の25人学級を実現することを私は求めたいと思います。小樽市教育委員会として、こうした25人学級について求めていく考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

北海道教育委員会に対する要望についてですけれども、25人ではありませんけれども、30人学級の実施に向けた取組につきましては、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて北海道教育委員会に要望をしてございますし、今後も要望してまいりたいと考えております。

○酒井委員

北海道には要望しているということなのですが、やはり国にもしっかりと要望していかなければならないと思いますけれどもいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

国に対しても少人数学級について、北海道都市教育委員会連絡協議会、さらに全国都市教育長協議会を通じて国に要望しておりますし、また北海道教育委員会も、全国都道府県教育委員会連合会と連携をして少人数学級編製の拡大について国に強く要望をしているというふうに把握しております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎防災訓練などの実施計画の策定について

それでは、防災訓練等の実施計画の策定についてお尋ねしていきます。

これまで、町内会では防災活動の一環として、防災講話、消火器での消火訓練、段ボールベッドの組立て、それからHUGなどの図上訓練、アルファ化米などの試食などを実施してはいましたが、実施された町内会数と防災活動の開催回数の推移をお聞かせください。令和元年度から4年度、年度別でお願いいたします。

○（総務）災害対策室安藤主幹

委員の御質問の令和元年度から令和4年度における災害対策室が支援を行った防災講話、段ボールベッドの組立て、HUG等による図上訓練、アルファ化米などの試食に係る訓練を実施した町内会数と開催回数につきましては、まず防災講話については、令和元年度に2町内会2回、令和2年度なし、令和3年度3町内会3回、令和4年度7町内会7回。

段ボールベッドの組立てについては、令和元年度、2年度は実績なし、令和3年度は1町内会1回、令和4年度2町内会2回。

HUG等による図上訓練は、令和元年度1町内会1回、令和2年度なし、令和3年度1町内会1回、令和4年度2町内会2回。

アルファ化米などの試食は、令和元年度2町内会2回、令和2年度なし、令和3年度2町内会2回、令和4年度4町内会4回となっております。

○中村（岩雄）委員

まだ未実施の町内会がかなりあるというふうに見えますが、防災活動の輪を広げることが大変重要だと思います。市ではその拡大策を検討しているのでしょうか。検討しているのであれば具体的にその拡大策の内容をお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和2年度から令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、積極的な呼びかけは控えておりましたが、今後、小樽市総連合町会が実施をする各連合町会長との会議の場などにおいて、自主防災組織の結成や防災訓練の積極的実施の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○（消防）予防課長

消防本部の先ほどの答弁の部分で回答したいと思います。消火器を用いた消火訓練の件についてです。

消防本部では、町内会の会館などで火災が発生した際の初期消火の訓練として、水を放射する訓練用消化器を用いた消火訓練を指導しておりまして、その回数をお答えしたいと思います。

令和元年度は32町内会に対して32回、令和2年度は3町内会に対して3回、令和3年度は6町内会に対して8回、令和4年度は11月末までで5町内会に対して9回となっております。

また、今の御質問に対しての回答ですけれども、消防本部といたしましては、消防法の規定により、消火、通報及び避難の訓練の実施が義務づけられた町内会に対しまして、これら訓練の実施を指導しておりますが、未実施の町内会に対しましては行政指導により訓練の実施を促しております。

○中村（岩雄）委員

また、さらに防災グッズなどの備蓄施設の見学、どこにどういうものがどれくらい備蓄されているのかというのは、こういうものを町内会の役員の方に確認してもらうだとかということ、見学を進めることでも地域住民の防災意識は高まるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今年度実施をいたしました朝里町会や石山町会等の自主防災組織の町内会訓練におきましては、委員の御指摘の件について、町内会の近傍に所在する指定避難所の管理者の了解の下、保管している防災備蓄品や保管状況の実情を御確認いただき、防災意識が高まったのではないかとこのように思っております。

今後とも町内会の防災訓練等の計画がある際には、市から備蓄の公開や避難所運営の手本をお見せしてノウハウを学んでいただくとともに、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

町内会の申込みを受けてから防災講話などを行うという、どちらかというと受け身の姿勢ではなくて、もっと市が主体的に防災拠点等の見学会だとか防災講話などを、年次計画を策定して進めていけば、数年後には市内の全町内会をおおむね網羅でき、そして防災意識の高揚の底上げにつながると考えますけれども、この案についてはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

町内会の防災訓練につきましては、災害対策の基本となる、自分の身は自分で守る自助、地域における助け合いの共助の意識を高めることを目的としておりますので、市が主体で年次計画を作成し強要するものではなく、町内会が主体的に進めるべきものと考えております。

しかしながら、高齢化の進展等により町内会の体力も低下していることは市としても十分認識をしておりますので、これまで以上に機会あるごと、自主防災組織設立と防災訓練の実施を各町内会に働きかけ、今後とも防災講話や避難所運営訓練計画の立案など、町内会が実施をする防災訓練を支援してまいりますので御理解をいただきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

町内会との対応では今お聞かせいただきましたが、そのほかに例えば市内の全小・中学校を対象にして、教員に対して防災活動講習会、実地訓練を含んだ講習会などを開催してはどうかと思いますが、これについてどうでしょうか、意見をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市教委では市内教職員を対象に、今年度は夏季休業中に災害対策室から講師を招きまして、教職員として災害対策上期待されている役割など、防災における学校の役割について理解を深めるための研修会を実施するとともに、消防本部より講師を招きまして、基本的な心肺蘇生法、AEDの使用方法等についての実践的な研修会も行ってい

るところでございます。なお冬季休業中にも、この心肺蘇生法、AEDの使用方法等についての研修会を予定しております。

今後については、教職員の研修は今日的な課題に応じ、様々なものを行う必要がありますので、次年度はどのような形で実施できるか、関係部署と協議してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

それからもう一点、小樽商工会議所ですとか北海道経済同友会に諮って、その加盟企業があるわけですが、その所在する地域の防災活動に関わるような仕組みづくりをしてはどうかと。例えば、そういう方々が学校など防災拠点施設の見学会あるいは防災訓練等を行う、講習会の開催などはどうかと。これについて少し意見をお聞かせください。

○（総務）災害対策室長

ただいま委員から御提案がありました災害対策に関する商工会議所等との連携の仕組みづくりにつきましては、本市の業務継続計画の中でも課題の一つとして、市民、民間事業者等の防災意識の向上というのを掲げておりますので、今後における重要な視点であるというふうに認識をしております。

これまでも自主的に防災訓練の実施を希望する企業、団体から訓練支援の依頼を受け、災害対策室の職員が支援した実績はこれまでも数例ありますけれども、数が多くなりますと当室のみで限られた人員では対応が困難となるおそれがあります。このため今後におきましては、商工会議所等と災害対策に関して意見交換の場などの機会をつくり、どのような進め方が望ましいかということを考えることができればというふうに思っております。

○中村（岩雄）委員

年次計画を作成して進めていただきたいところなのですが、ぜひ積極的に今、お答えしていただいたようなこと、展開していただきたいと思っております。

◎職員の適正配置について

それでは次に、職員の適正配置等について。

精神的なものを理由に長期療養する職員が少なからずいらっしゃるというふうに聞いておりますが、その実情はどうなっているのか、令和になってからの推移を年度別にお聞かせください。

○（総務）職員課長

職員のメンタルというか、そちらのほうでの療養の状況ということでございましたけれども、年度別に、各年度にメンタルが原因で15日以上長期療養ということで考えますが、これが令和元年度が19人、令和2年度が26人、令和3年度が28人、令和4年度現時点までで21人というふうになってございます。

○中村（岩雄）委員

職員のその不調を訴える理由、どういうものがあるのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

メンタル不調の理由ということでございますけれども、これ一人一人に何が原因でそういうふうになったのかというところの少し詳細な聞き取りということができおりませんので、その分少し推測という形にはなってしまうのですが、恐らく仕事上であったりプライベートであったり、いろいろあるのだとは思っておりますけれども、業務量が多くて大変ですとか、あるいはその職場、今の職場、仕事合わないといった仕事上の原因というのは比較的多いのかというふうには推測をしております。

○中村（岩雄）委員

仕事の関係でということなのですが、異動した先の仕事になじめないというのもあったのです。それで精神的に病んでしまうという話も聞きますけれども、こういうような事例の場合はどういう対応をしているのか、具体的にお聞かせいただければありがたいのですが。

○（総務）職員課長

その不調の原因が異動先の仕事になじめない、もしくはその業務が合わない、それが原因だということがはっきりしているということがもし分かったのであれば、まずはその各職場において、所属長になると思うのですが、それぞれの業務分担あると思いますので、そこの業務分担の調整というのをまずすることで解決ができる場合もあるのかなとは思いますが。それで解決ができないという場合であれば、短期ということになりますけれども、再び人事異動という形にせざるを得ないケースもあるのかというふうには考えてございます。

○中村（岩雄）委員

例えば、現在、女性職員の割合が増えてきておりますけれども、パワハラ、セクハラに対する反応も様々だと思うのですが、職員が上司のパワハラ、セクハラなどを訴えた場合、どのような対応を取っていらっしゃるのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

パワハラ、セクハラの対応ということでございますけれども、これは国で令和2年に、民間も含めたものなのですけれども、事業者に対するハラスメント防止策を強化するよということでの法改正が行われました。それを踏まえまして、本市でも令和3年の4月にハラスメント防止指針というのを定めております。この中で定めておりますのが、市長部局だと私ども職員課になりますし、あと教育委員会や水道局といった各任命権者では、それぞれの庶務担当課に相談窓口ということで置いておまして、そこでもしそのハラスメントがあったという場合は、被害者のその職員から相談を受けまして、行為者というか加害者というのですか、そちらのほうへの事情聴取等も行った上で、まずはその当事者間の関係改善に向けた対応、それから場合によっては配置換えとか、そういうことを行うということで、この指針の中で定めております。

○中村（岩雄）委員

指針の定め、それらの対応で、その職員の訴えが実際に改善されているのかということなのではございますけれども、その辺の追跡調査などはされているのでしょうか。

○（総務）職員課長

その訴えの改善の追跡ということで、まだ実際にこの指針ができてから2年目になりますけれども、それに基づく対応をしたということのケースがまだ非常に少ないのです。その中では、まずは一旦解決をしたという整理をした上で、その中で再度またそういう、何ていうのですか、そういうハラスメントが収まっていないというような再度の相談がないということで、大丈夫ですかというのは、随時のフォローみたいなことは、少しデリケートな部分もあるので、そこまでは行えてはいないのですが、再度の相談がないということで、状況としては改善されているというふうには考えてはおりますけれども、それがもし再度そういうことがあったということで相談があるようであれば、またそれを踏まえて考えられる範囲の適切な対応をしていくということになるかというふうには考えてございます。

○中村（岩雄）委員

その辺は十分に対応して進めて対応していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎自治体D Xのその後の進展について

次に、自治体D Xのその後の進展について。

本年度でデジタル推進室などで実施したD X関連の業務の目的、内容、期待する効果をお聞かせください。

○（総務）デジタル推進室長

今年度当室で行った業務の目的、内容、効果ということでございますけれども、まず市役所に対する申請方法の多様化を目的といたしまして、インターネットで申請等を受け付けられるシステムを導入したところでございまして、市民の方の利便性向上が期待できるかと思っております。

また、コンピューターでできることはコンピューターにお任せしたいという思いがございますので、RPA、ロボットが作業を代行してくれるものですが、それと会議録の作成システムというものも導入いたしまして、職員の単純作業する時間を削減できるのではないかと考えてございます。

あと、職員が日頃から抱えている困り事を解消するために、地域活性化起業人ということで派遣をいただいておりますので、その相談会を実施させていただいております。業務改善につながっていくのではないかと考えているところです。

○中村（岩雄）委員

それらの事業の中で、市民サービスに直接寄与する事業、それから市の業務の省力化に寄与する事業というように分け方をすると、どういう事業になりますか。お聞かせください。

○（総務）デジタル推進室長

先ほどと重複してしまっていて申し訳ございませんが、申請をインターネットでできるということになると市役所にお越しにならなくてもいいということで、市民の方のサービスの向上というのは一定程度あるのかというところがございます。

それと、市の業務の効率化というところだと、先ほど言ったRPAというのは職員に代わって入力作業とか代行してくれる仕組みですので、そういったところが効率化に寄与するのかと考えております。

○中村（岩雄）委員

DXが進むことで、大幅に職員定数を割っている現状、この状況は一定程度打開できるのか、またそれを目指すべきだと思いますが、この辺、市のお考えはどうでしょうか。

○（総務）職員課長

DXということで今取り組んでいるものの一番の目的というか、まずは大きなものとしては今の業務を改善しましょう、それでそれを受けて、そこで余力が出たものを市民サービスの向上だとか、そういう別の業務に振り分けていくことがまずは一番大きな目的なのかというふうには考えてはいるのですが、当然それが今後どんどん進んでいくことで、職員定数というか、その部分が見直しということにつながる部分も当然出てくるというふうには思っておりますし、そういう意味で今後、人口減少を見据えた職員数の適正化というようなことも必要になってきますけれども、そういう意味ではDX推進は有用というか、そういうことはあるかというふうには考えてございます。

○中村（岩雄）委員

積極的に進めていただきたいと思います。

◎人口減少対策について

次に、人口対策について。

スモールビジネスを主眼とした移住や企業の誘致策を進めているところですが、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の跡地利用として、スモールビジネスの拠点化、コワーキングスペースの開設、ワーケーションスペースの設置など、今後ますます必要とされるITスキルを学習できるスクール開設などにも活用してはどうかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室藤本主幹

第3倉庫の跡地利用ということで御質問がありましたけれども、現状におきましては分区などの法規制がありますことから、スモールビジネスの拠点など御提案いただきましたけれども、現状ではそういったものには使用することはできません。現状におきまして将来的な活用方法につきまして、第3倉庫活用ミーティングの後継組織であるOTARU CREATIVE PLUSと協議を進めているという状況でございます。

○中村（岩雄）委員

改修費なども相当額必要と推測されますけれども、人口対策ですとか新企業の誕生による企業誘致ですとか、先

ほど言いましたIT学習の場など、多面的な効果も期待できるのであればよろしいのではないかと思ったのです。

次に、小樽観光のメッカである運河を前にしてのロケーションは、本当に小樽独特で、他都市に勝る特徴であり、差別化はできるであろうと思うのです。移住しようとする人、企業には大変魅力的だと思うのです。

このような多面的な跡利用を検討すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室藤本主幹

まず第3倉庫につきましては、運河に面して立地しておりますし、現在進められている第3号ふ頭及び周辺再開発地区にも近接しておりますし、さらには北運河地区の観光客の回遊性を高めるための拠点、こういったことでも重要な所かと思っておりますので、委員の御指摘のありました、多面的な跡利用も有効な活用方法の一つというふうに認識しております。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市文化祭の来場者数の拡大策について

次に、小樽市文化祭の来場者数の拡大策について。

今年、私も文化祭を拝見してきましたけれども、市の文化祭の来場者数の推移をお聞かせいただきたいと思えます。それから同時に作品出品者数の推移をお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

それぞれ過去5年度分ということでお答えさせていただきます。

まず来場者数ですけれども、文化祭というのは1か月以上の期間中に美術館とか生涯学習プラザ、市民会館などいろいろな会場で様々な分野の展覧会とか発表をしてもらっておりますので、全ての会場の合計ということになりますが、平成30年度が1万1,659人、令和元年度が1万1,267人、令和2年度が2,802人、令和3年度が3,144人、令和4年度が6,727人でした。

次に、出品者数の推移ですけれども、こちらも各分野の出品者の合計ですけれども、平成30年度が575人、令和元年度が599人、令和2年度が110人、令和3年度が197人、令和4年度が403人となっております。

○中村（岩雄）委員

来場者数、出品者数、伸び悩みというか、その原因というのはどのように捉えていますか。新型コロナウイルス感染症ですか。それを少しお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

今、伸び悩みというお話があったのですけれども、今いろいろな分野で文化活動をされている方々の高齢化が進んでいることがまず原因の一つになっているということなのですけれども、今お話のあったとおり、ここ数年の状況では新型コロナウイルス感染症の拡大があって、特に令和2年度から3年度にかけては教室に集まって制作活動をしたり、ステージの練習をするなどの活動に制限がどうしてもあったということが、出品者ですとか入場者が大きく減少したという原因になったというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

今、高齢化、それから新型コロナウイルス感染症のことですとかとお聞きしましたけれども、今後の来場者数あるいは出品者数を見据えてそれを以前のようにというか、さらに拡大していこうというそういうお考えがありましたら少しお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

急激な拡大策というのはなかなか難しいというふうには考えてはいるのですけれども、まずはコロナ禍前に近い状況まで回復できるように文化団体と連携を図りながら発表の場を提供するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供し続けていくということがまず第一段階かというふうに思っております。また、団体の若返りを図っていくことが理想ではあるのですけれども、それもすぐにはなかなか難しいというふうに思いますので、まず若い世代、

児童・生徒などの将来的な文化芸術活動への参加を促せるように、今、文化庁主催でいろいろな文化芸術に触れるような取組をやっていますので、そのようなものも継続していきたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

いろいろ厳しい状況もありますけれども、ぜひ積極的に推進していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時08分

再開 午後5時33分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、議案第6号ないし議案第9号、議案第11号は否決、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方については、不採択の立場で討論を行います。

議案第24号です。

政府は禁止条約に調印、批准をしない立場です。したがって小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

議案第6号ないし議案第9号、議案第11号関連についてです。

日本共産党は政府が進めるデジタル改革、特に行政のデジタル化の問題はプライバシー侵害の拡大、住民サービスの後退、マイナンバー制度の拡大、官民癒着の拡大の問題があるとの理由で反対した経緯があります。デジタル改革関連法で、各自治体の個人情報保護条例は法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容することとしたため、条例づくりに縛りがかけられます。しかし、独自の保護措置は、手数料を独自に無料とすることや開示決定期限を現行どおりにすること、情報公開・個人情報保護審査会の諮問など、極めて限定されたものとなっています。

デジタル関連法では、自治体独自の運用の余地を狭め、国の個人情報保護委員会に自治体の条例づくりにも口を挟める仕組みが盛り込まれています。これは自治の根幹である条例制定が否定されかねない、地方自治への介入とも言うべきものです。

陳情第8号です。

津波対策として整備している自治体があります。

陳情第11号第3項目の2です。

託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。

小樽市は公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。

塩谷小学校の存続が必要です。

陳情第31号です。

マスクの着脱は場面に応じてできています。

以上、申し上げ、討論といたします。

○佐々木委員

陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について、継続審査を主張し討論します。

もちろん、陳情にあるように学校給食時における黙食指導や学校生活時のマスク着用指導を緩和し、コロナ禍以前の楽しく自由な学校に戻ることは誰もが一日も早くと望んでいるところです。また、黙食やマスク着用が続くことでの子供への様々な影響が心配されるのも理解するところです。

しかし、今日の御答弁にもあったように、いまだ学校現場では学級閉鎖が相次ぎ、さらにインフルエンザの心配もされており、教員の対応等も緊張感の中にあり、苦慮されているとのこと、またマスク着用の弊害にもできるだけ対応策が取られていることも分かりました。現状では本陳情にあるような黙食緩和などの一律の働きかけを求めるのは時期尚早と考えます。文部科学省の事務連絡にもあるように、地域の実情に応じた取組の検討、市教委からもそれぞれの実情に応じた取組を、学校現場や関係機関の判断で行っていけるようにしておくことが必要な段階と判断します。

よって、新型コロナウイルス感染症が本市においても収束に向かい、陳情が求める内容がかなう日が早く来ることを望み、それまでは継続審査の判断をします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第24号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号ないし議案第9号及び議案第11号並びに陳情第11号第3項目の2及び陳情第31号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。